資料１

（仮称）大阪市こども計画

計画の趣旨・基本的な考え方について

【目次】

（仮称）大阪市こども計画の背景・趣旨	P2	（仮称）大阪市こども計画　基本的な考え方（事務局案）	P33
こども・子育て支援等にかかる国の施策	P3～4	（仮称）大阪市こども計画　基本理念（事務局案）	P34
（仮称）大阪市こども計画の位置づけ（関連計画）	P5	（仮称）大阪市こども計画　重視する視点（事務局案）	P35～36
（仮称）大阪市こども計画の計画期間・対象	P6	（仮称）大阪市こども計画　大阪市のまち像（事務局案）	P37～38
計画を取り巻く状況	P7～21	（仮称）大阪市こども計画　基本方向（事務局案）	P39
こども・子育て支援に関するニーズ等調査の概要	P22	各基本方向における基本施策のイメージ（事務局案）	P40～45
こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）	P23～27		
こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）	P28～29		
大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39歳）	P30～32		

（仮称）大阪市こども計画策定の背景・趣旨

策定の背景

- 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。
- 平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。
- 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

- 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び（仮称）大阪府子ども計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。
  - 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
  - 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
  - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画
  - 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

こども・子育て支援等にかかる国の施策

	【少子化対策】	【こども・子育て支援】	【次世代育成支援・その他】
平成15年（2003）	**少子化社会対策基本法**（内閣府）		**次世代育成支援対策推進法**（厚労省）
平成16年（2004）	少子化社会対策大綱（内閣府）		
平成21年（2009）			**子ども・若者育成支援推進法**（内閣府）
平成22年（2010）	子ども・子育てビジョン（内閣府） 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る。		
平成24年（2012）		**子ども・子育て支援関連３法**（内閣府・文科省・厚労省）	
平成25年（2013）		待機児童解消加速化プラン（厚労省）	**子どもの貧困対策の推進に関する法律**（内閣府・文科省・厚労省）
平成26年（2014）			**次世代育成支援対策推進法 延長**（厚労省）
平成27年（2015）	少子化社会対策大綱（内閣府）	子ども・子育て支援新制度 本格施行	子供の貧困対策に関する大綱（内閣府・文科省・厚労省） 全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。
平成28年（2016）	母子健康包括支援センターの全国展開、児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる。	**児童福祉法改正**（厚労省）	子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）
	ニッポン一億総活躍プラン（内閣官房） 「希望出生率1.8」の実現に 向けて、希望通りの人数の子供を持てない状況等を改善する。		
平成29年（2017）	新しい経済政策パッケージ（内閣府） 少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として取り組んでいく。	子育て安心プラン（厚労省） 女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備する。 新・放課後子ども総合プラン（文科・厚労） 放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的整備を推進する	働き方改革実行計画（首相官邸） 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等に取り組む。
平成30年（2018）	経済財政運営と改革の基本方針（内閣府） 少子高齢化の克服による持続的な経済成長の実現、「生産性革命」と「人づくり革命」の実現と拡大		**働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律**（厚労省）
平成31年 令和元年（2019）		**子ども・子育て支援法改正**（内閣府・文科省・厚労省） 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施	

こども・子育て支援等にかかる国の施策

【少子化対策】　【こども・子育て支援】　【次世代育成支援・その他】

平成31年 令和元年 (2019)

児童福祉法・児童虐待防止法 改正（厚労省）

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

令和２年 (2020)

少子化社会対策大綱（内閣府）

「希望出生率1.8」の実現に向けたライフステージごとの総合的対策

全世代型社会保障改革の方針（内閣官房）

現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する（高齢者医療の見直し、保育の受け皿整備、不妊治療の保険適用、男性の育休取得推進）

新・子育て安心プラン（厚労省）

4年間で14万人の保育の受け皿整備
①地域特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用

令和３年 (2021)

経済財政運営と改革の基本方針 2021（内閣府）

新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン、少子化の克服

令和４年 (2022)

児童福祉法改正（厚労省）

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う

こども基本法（内閣府）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進

令和５年 (2023)

こども家庭庁設立

こども未来戦略・加速化プラン（内閣府）

次元の異なる少子化対策（若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する）

こども大綱（内閣府・こども家庭庁）

少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、子供・若者育成支援推進大綱を一つに束ね、こども施策を総合的に推進する。

令和６年 (2024)

子ども・子育て支援法等改正（内閣府・文科省・こども家庭庁）

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じる

次世代育成支援対策推進法 改正・再延長（厚労省）

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置拡充

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こども家庭庁） **※衆法**

名称に「解消」を加え、解消すべきこどもの貧困を具体化

（仮称）大阪市こども計画の位置づけ（関連計画）

◆本計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。
関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。
本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。

基本構想

ひとり親家庭等自立促進計画【R2～R6】

社会的養育推進計画【R2～R11】

教育振興基本計画【R4 ～R7】

大阪市未来都市創生総合戦略【R6～R10】

こども計画

- こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に、次の計画を一体のものとして策定
  - 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
  - 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
  - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 関連する他の計画については、整合性を図り、相互に協力・連携

生涯学習大阪計画【R4 ～R７】

Re-Designおおさか～大阪市DX戦略～【R5～R22】

地域福祉基本計画【R6～R8】

男女共同参画基本計画【R3～R7】

障がい者支援計画【R6 ～R11】
第7期障がい福祉計画【R6 ～R8】
第3期障がい児福祉計画【R6 ～R8】

区将来ビジョン

健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」【R6～R17】
第4次食育推進計画【R6～R17】

ひとにやさしいまちづくり【H5～】

その他関連分野の計画（読書活動、住宅、公園、緑化、環境、スポーツなど）

安全なまちづくり基本計画【H14～】

（仮称）大阪市こども計画の計画期間・対象

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

- こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

≪本計画における定義≫
こども　：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者
青少年：学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）
若　者　：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）

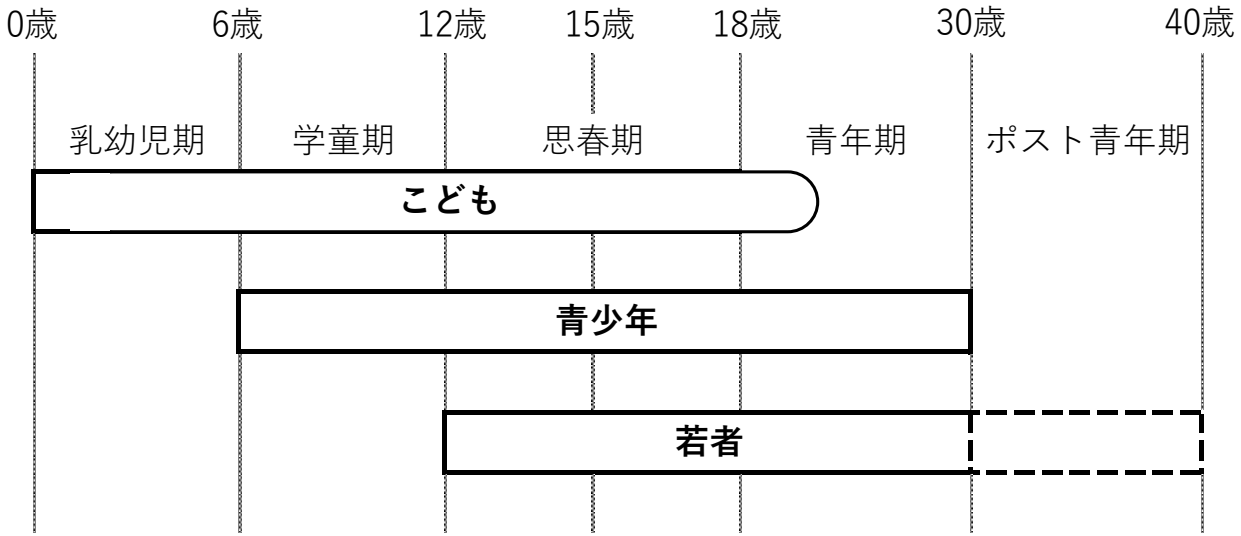

計画を取り巻く状況

（1）人口・出生・世帯等の状況

◆人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市との比較）

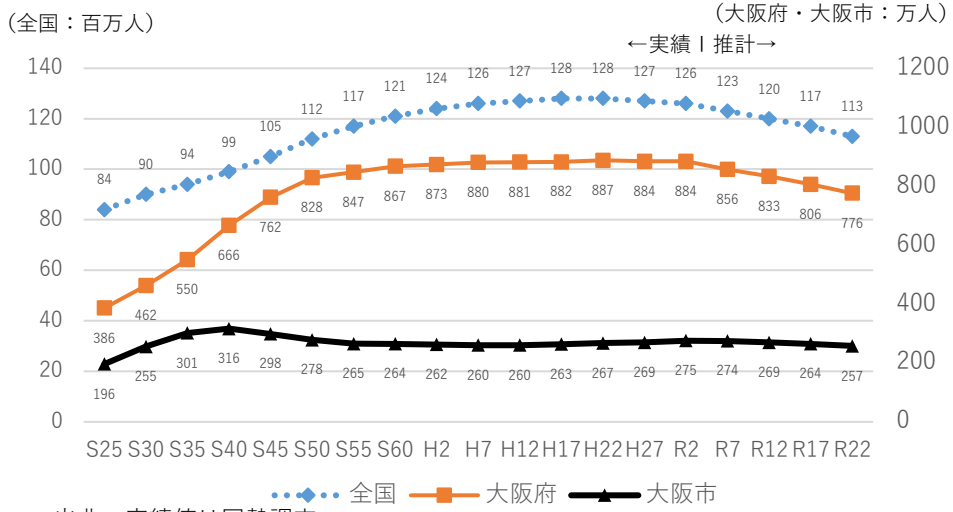

出典：実績値は国勢調査、
推計値は大阪市人口ビジョン、大阪府人口ビジョン、日本の将来推計人口

◆高齢者人口・年少人口の推移と推計（大阪市）

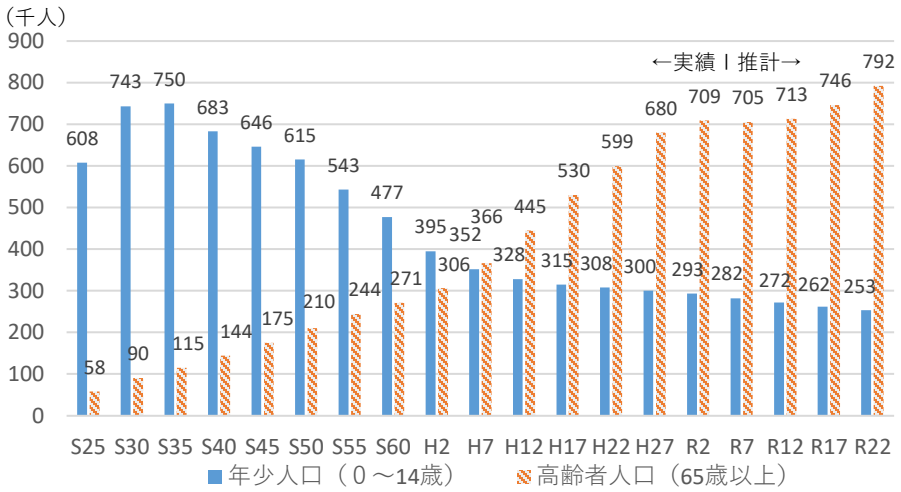

出典：国勢調査、推計値は大阪市人口ビジョン（令和2年）

◆年齢別転入数・転出数（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

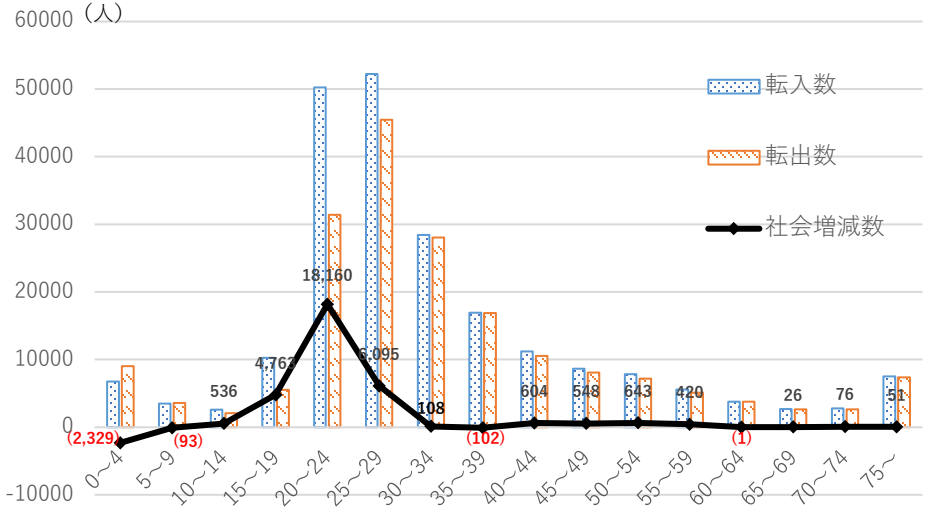

出典：大阪市計画調整局「大阪市の推計人口年報（令和5年）」

◆15～49歳女性人口（大阪市）

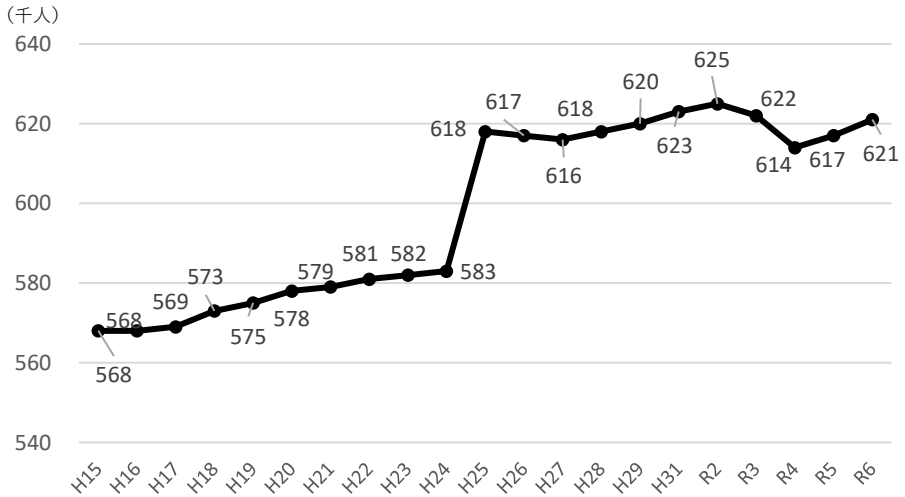

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

計画を取り巻く状況

◆出生数の推移（大阪市）

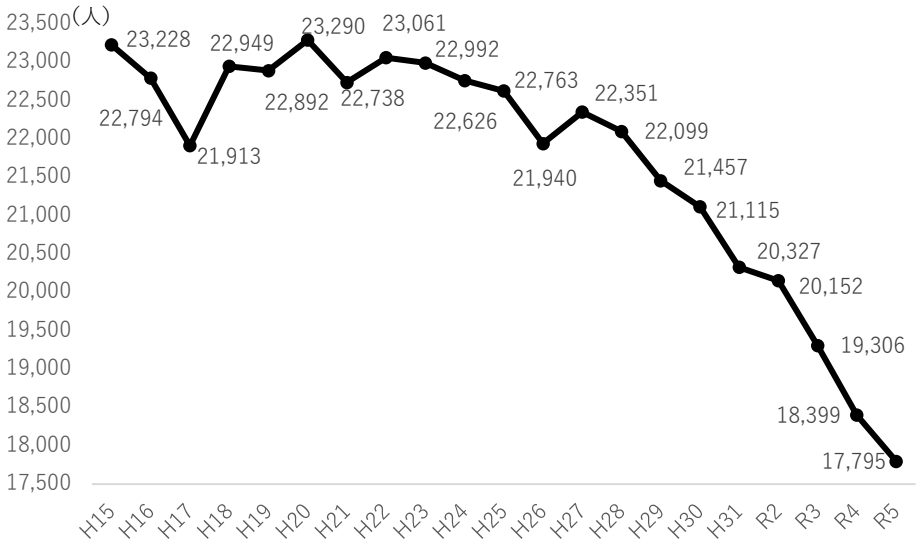

出典：厚生労働省「人口動態統計」

◆合計特殊出生率

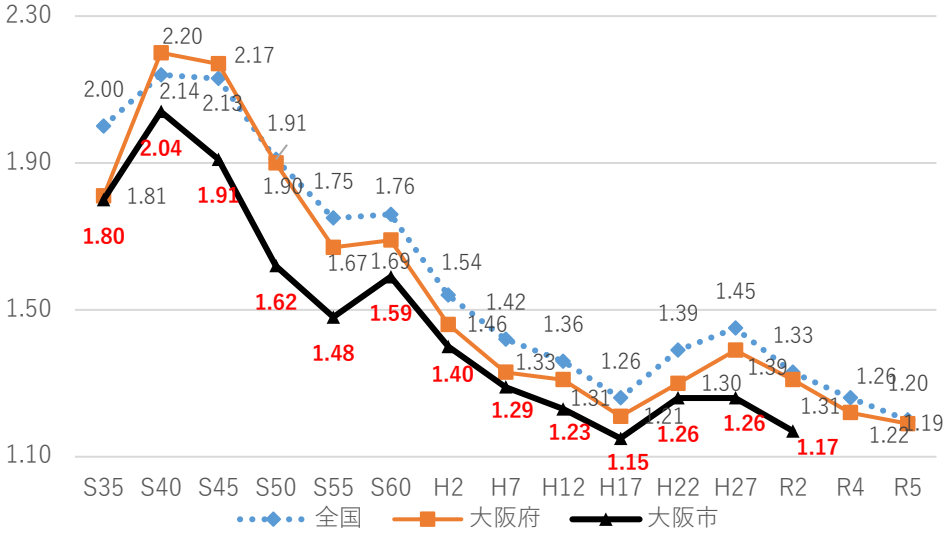

出典：全国、大阪府は「人口動態統計」、大阪市は大阪市健康局調べ

◆一世帯あたり人員の推移

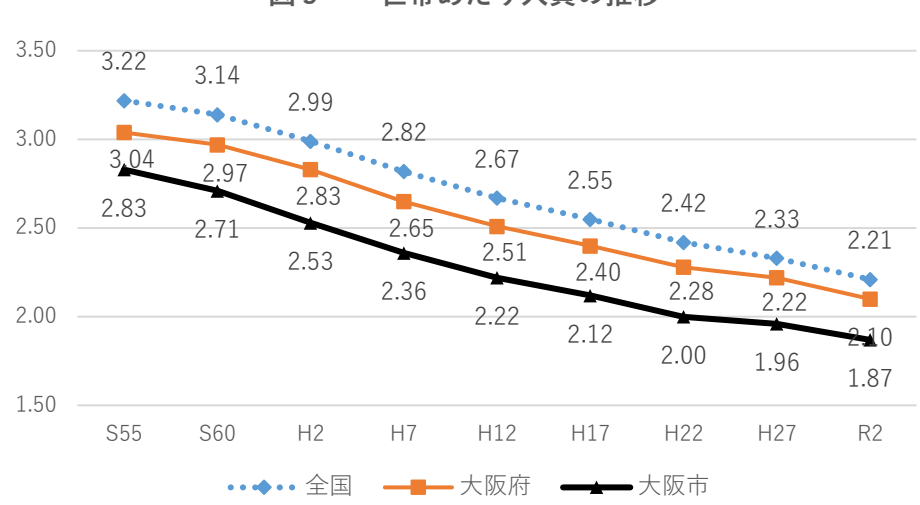

出典：総務省統計局「国勢調査」

◆外国人住民数の推移

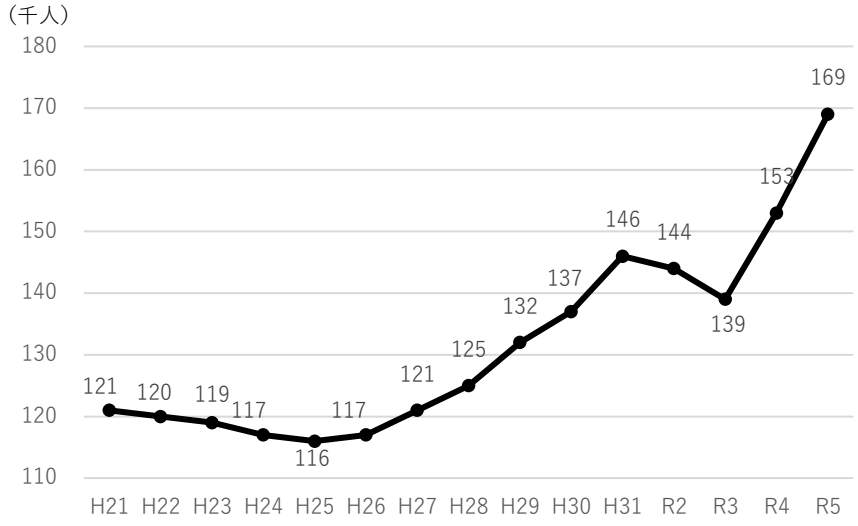

出典：大阪市市民局調べ

計画を取り巻く状況

◆区別の人口の推移
（令和元年10月・令和5年10月比較）

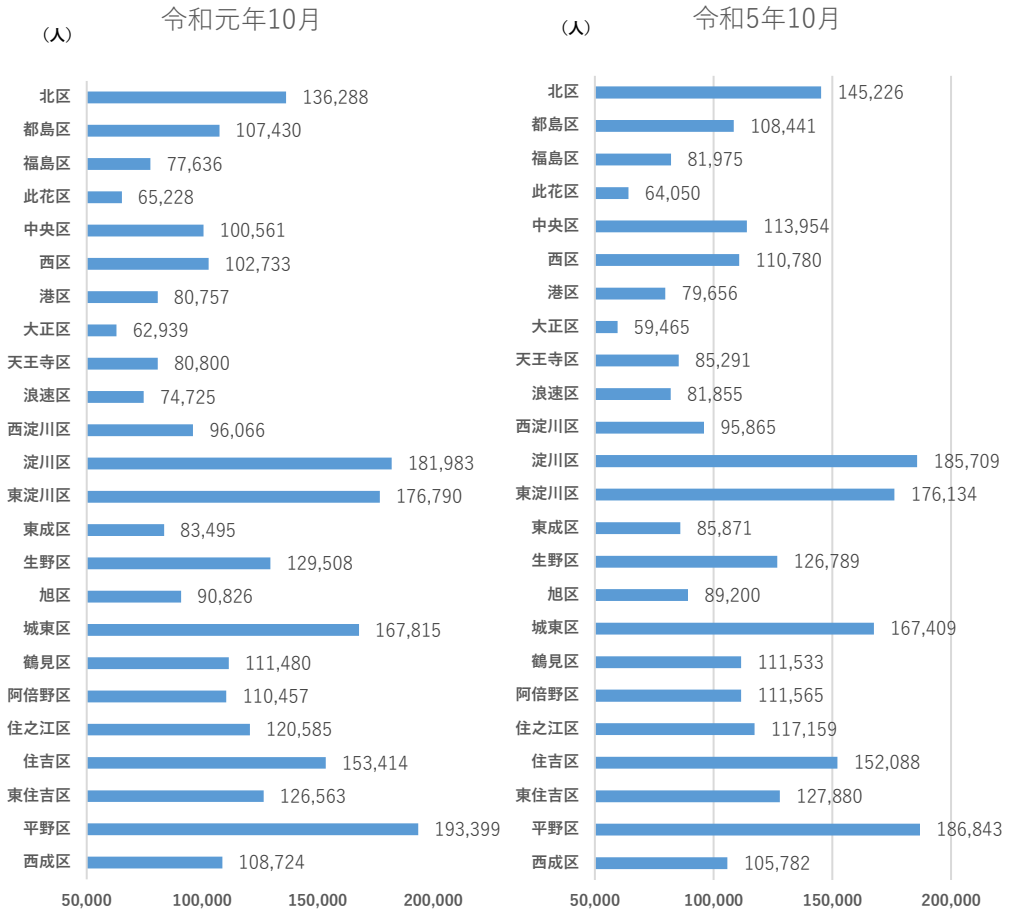

◆区別の人口増減率
（令和元年10月・令和5年10月比較）

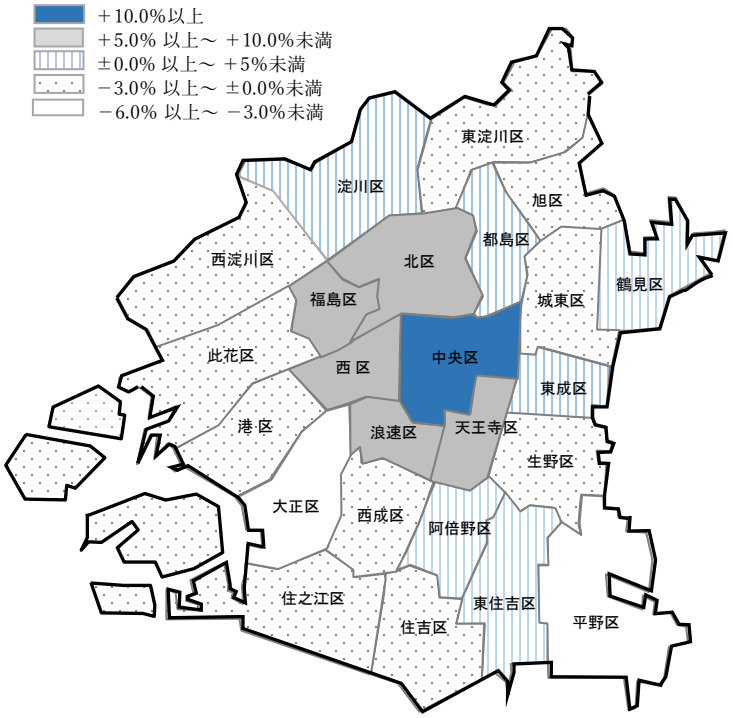

出典：大阪市都市計画局調べ

計画を取り巻く状況

（２）こどもや青少年を取り巻く状況
①こどもの貧困

- ふたり親世帯は500万円～600万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は300万円～400万円未満、母子世帯は200万円未満が最も多くなっている。
- 若年で親になった世帯は正規群の割合が低い。
- 学習理解度については、困窮度が増すにつれて「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低くなり、「あまりわからない」「ほとんどわからない」の割合が増える。

➡世帯の経済状況や生活状況が、こどもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与えており、ひとり親家庭（特に母子世帯）については、生活の困難さがある。

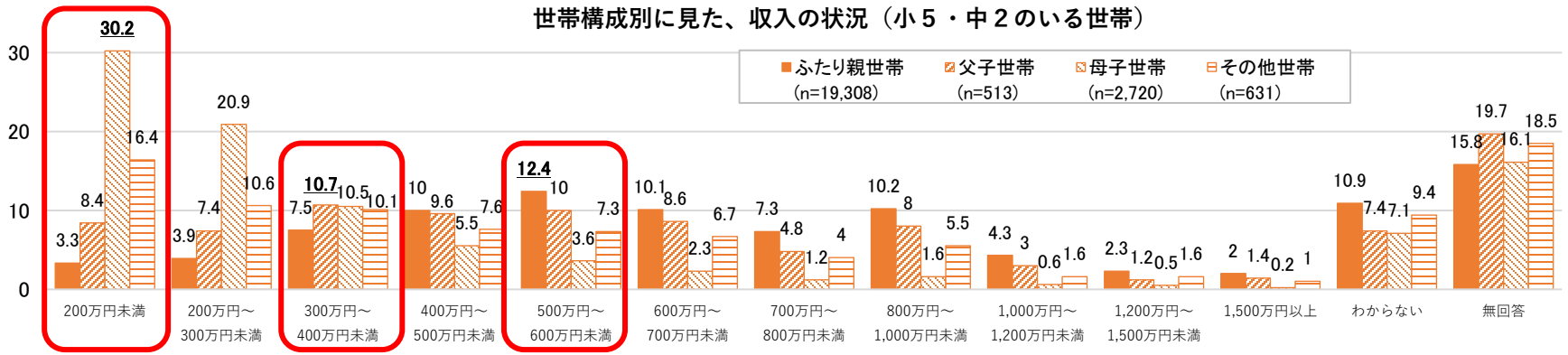

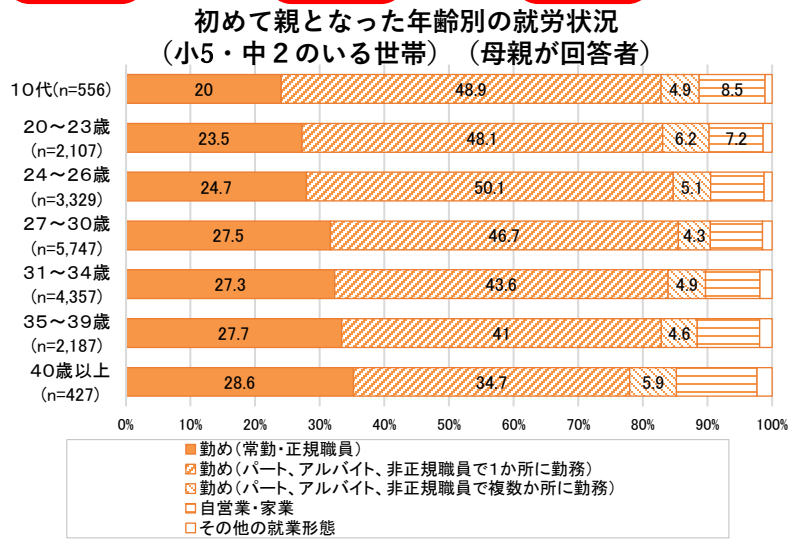

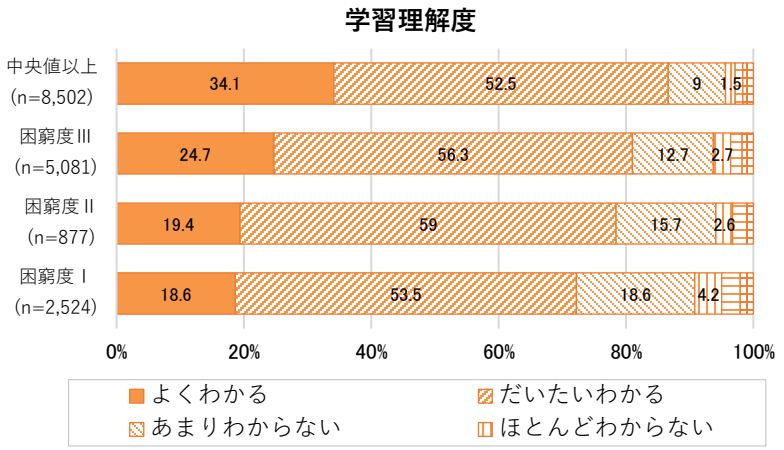

（資料）大阪市こどもの生活に関する実態調査（令和5年）

計画を取り巻く状況

②学力

- 全国学力・学習状況調査について、小学校においてはほぼ全国水準に達しているものの、中学校では依然として全国水準に達していない。

平均正答率の全国との差の変化（小学校）

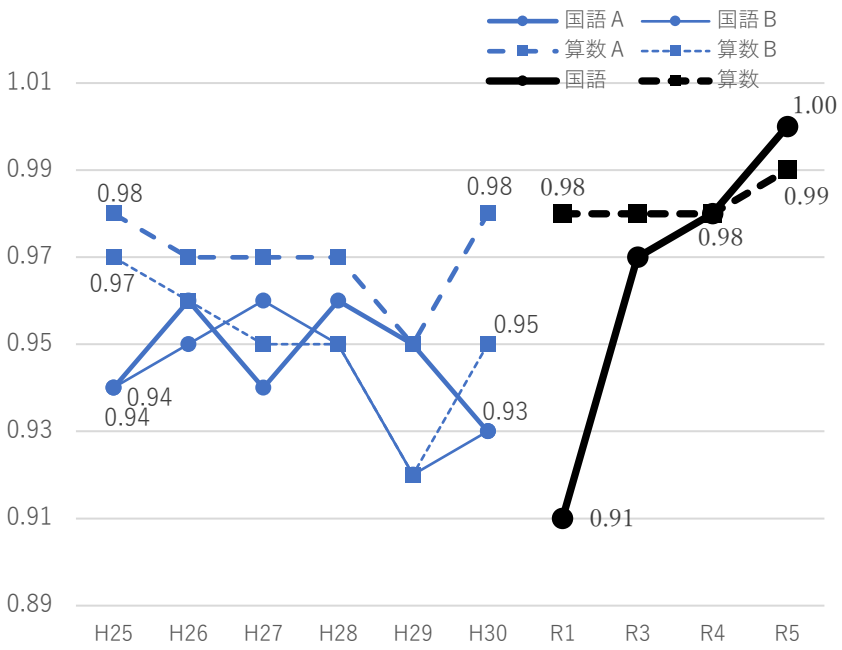

平均正答率の全国との差の変化（中学生）

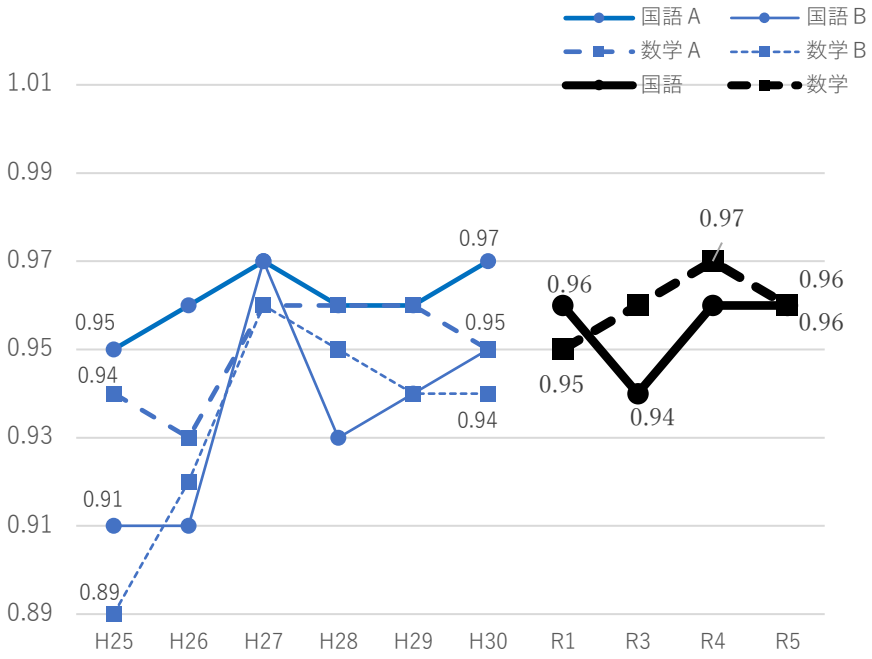

A問題：主として「知識」に関する問題、B問題：主として「活用」に関する問題
※　令和元年度より一体的に出題する形になったため、令和元年度以降はA・Bの区分なし
※　全国の平均正答率を１としたときの大阪市の割合を「対全国比」として表示
※　令和2年度調査は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し実施せず

（資料）各年度「全国学力・学習状況調査」

計画を取り巻く状況

③規範意識・社会性

- 「学校に行くのは楽しい」と答えた割合が小学校・中学校ともに全国平均より低い傾向にある。
- 令和5年度全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたい」と答えた割合は、中学校では全国平均を上回ったが、小学校では依然として全国平均より低い。

学校に行くのは楽しいと思いますか（小学校）

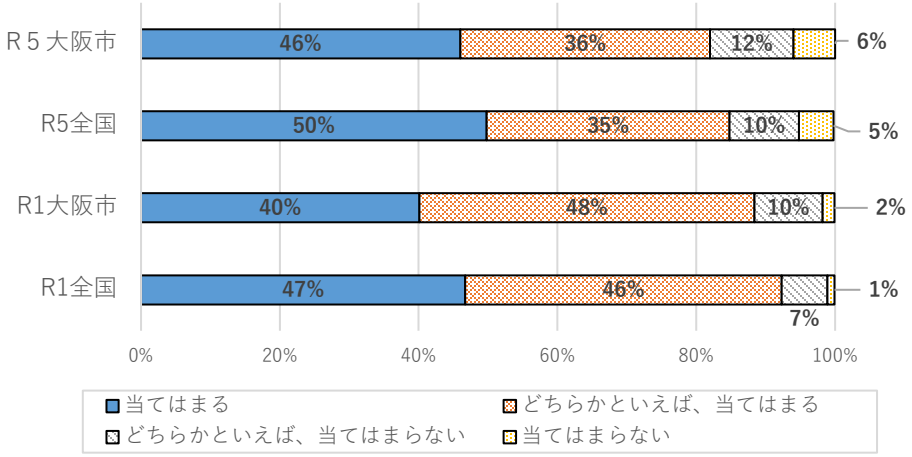

学校に行くのは楽しいと思いますか（中学校）

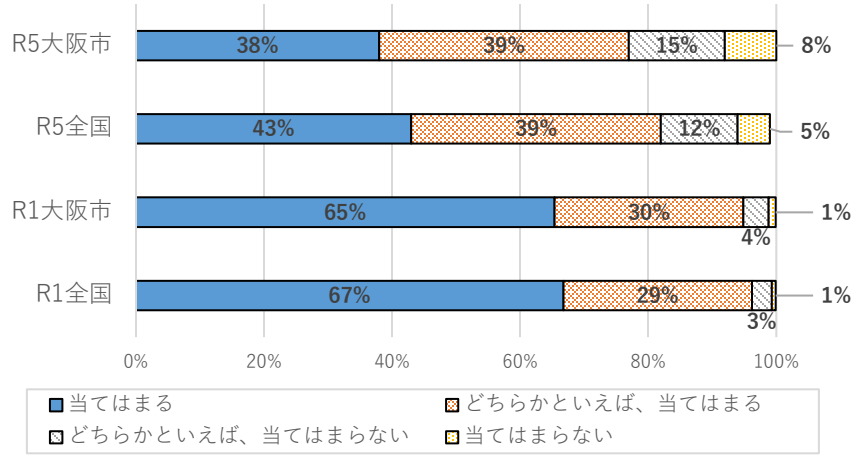

人の役に立つ人間になりたいと思いますか（小学校）

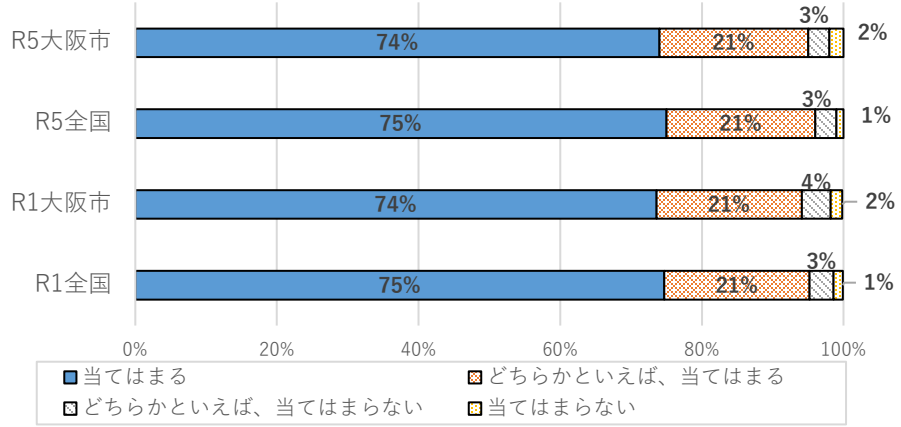

人の役に立つ人間になりたいと思いますか（中学校）

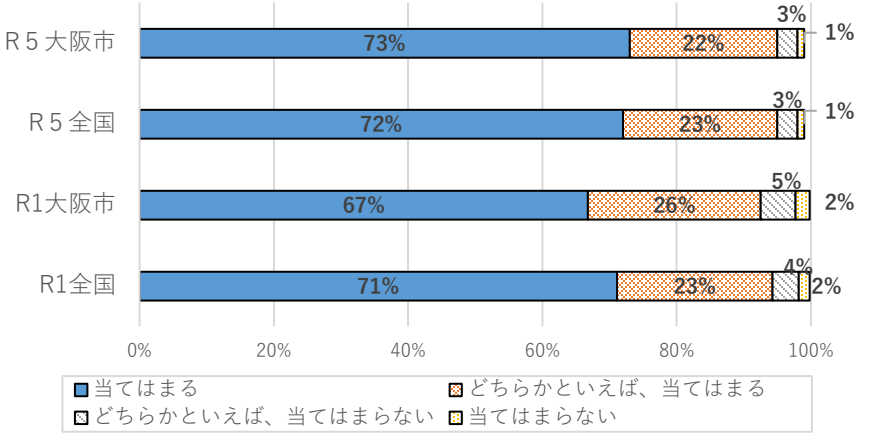

（資料）各年度「全国学力・学習状況調査」

計画を取り巻く状況

④自己肯定感

- 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果、「自分によいところがあると思う」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査結果より高くなっており、全国平均と大差ない結果となっている。
- 「将来の夢や目標を持っている」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査より低くなっている。（全国も同傾向）

自分には、よいところがあると思いますか（小学校）

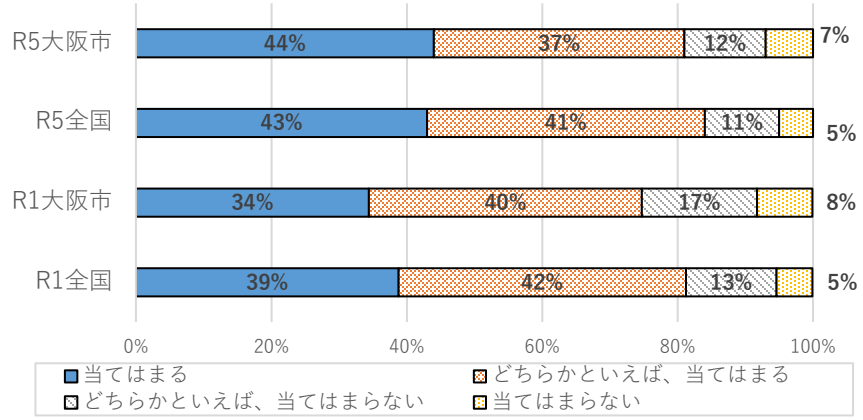

自分には、よいところがあると思いますか（中学校）

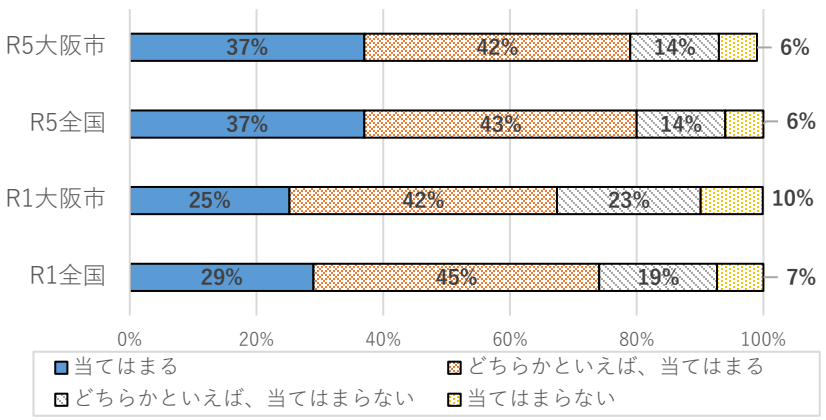

将来の夢や目標を持っていますか（小学校）（大阪市）

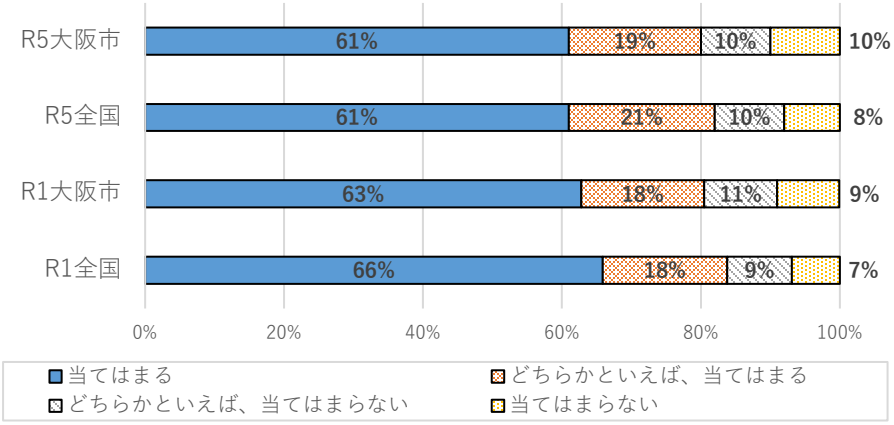

将来の夢や目標を持っていますか（中学校）

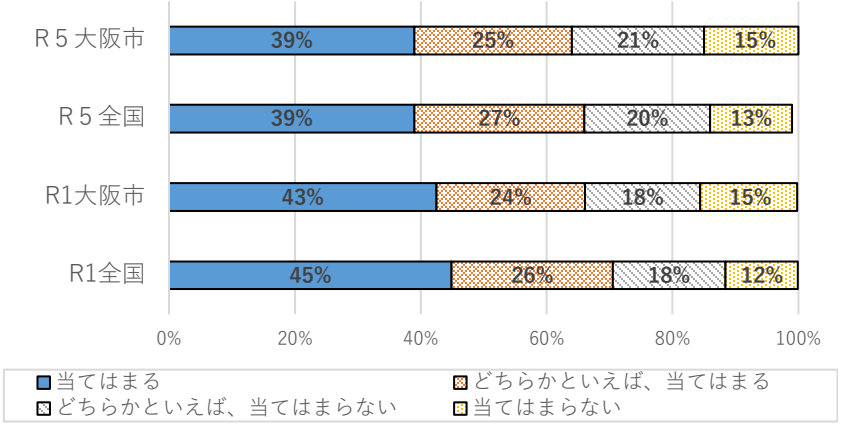

（資料）各年度「全国学力・学習状況調査」

計画を取り巻く状況

④自己肯定感

- 大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査において、市内在住の15歳から39歳までの若者に対し将来の夢が有無について聞いたところ、「将来の夢がある」「ぼんやりとしたものだが将来の夢がある」と答えた割合は低くなっており、「以前は将来の夢があったが今はない」と答えた割合が高くなっている。

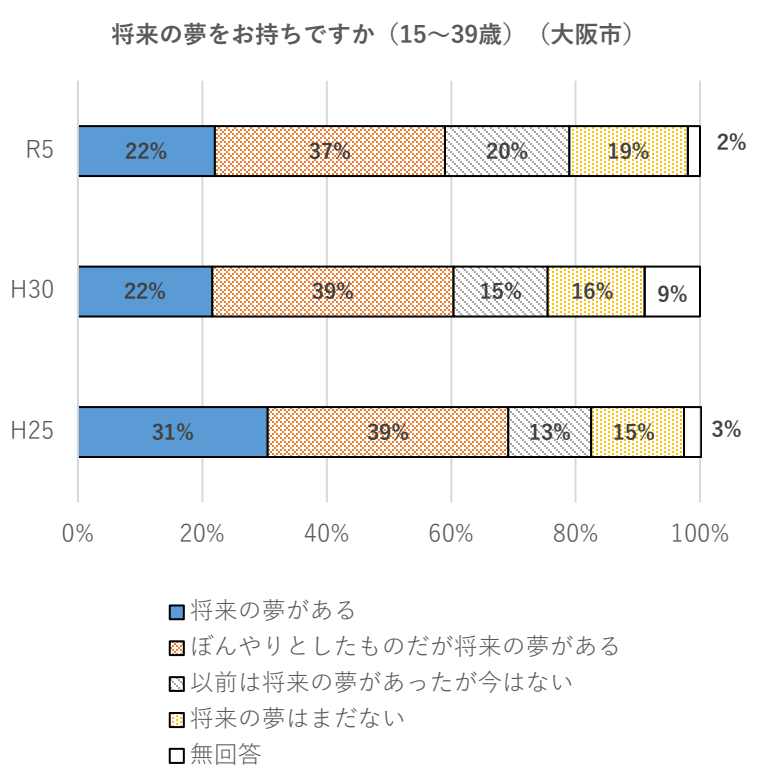

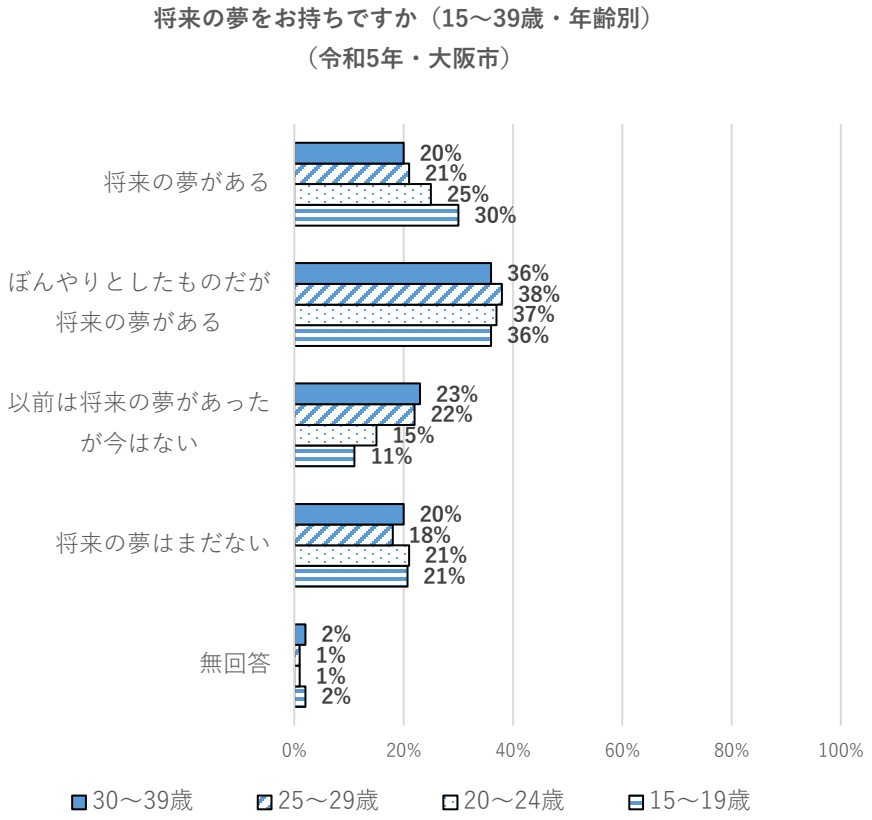

（資料）各年度「大阪市こども・若者（次世代）育成支援に関する若者意識調査」

計画を取り巻く状況

⑤基本的生活習慣

- 令和5年度全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べている」と答えた割合は、全国・大阪市ともに令和元年度より低くなっており、大阪市においては、全国平均より低い傾向にある。

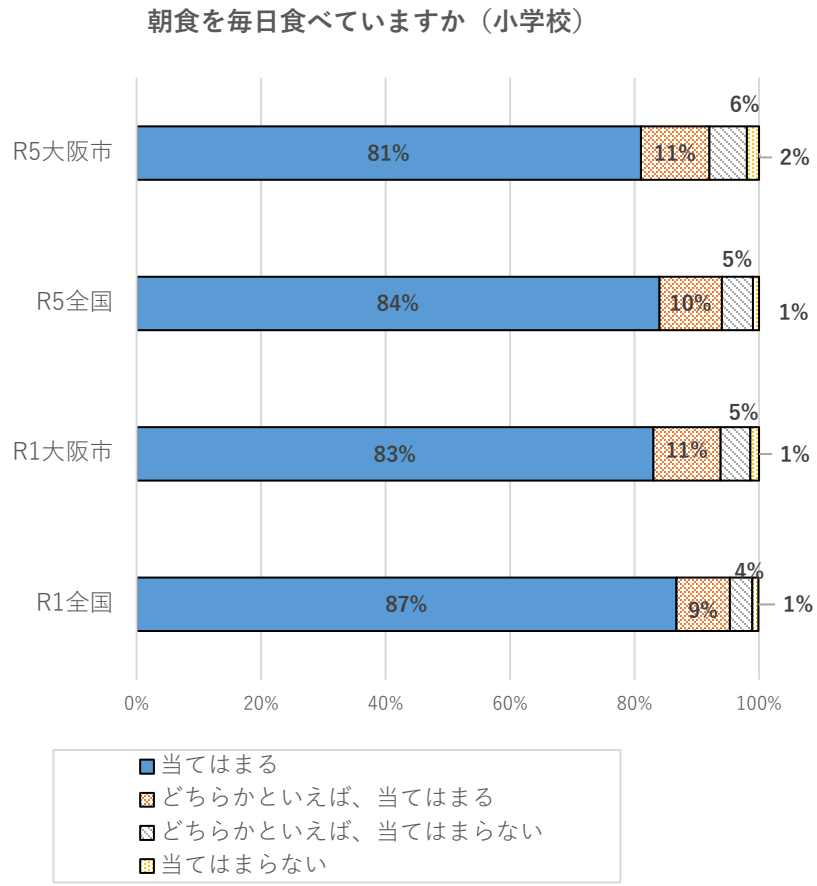

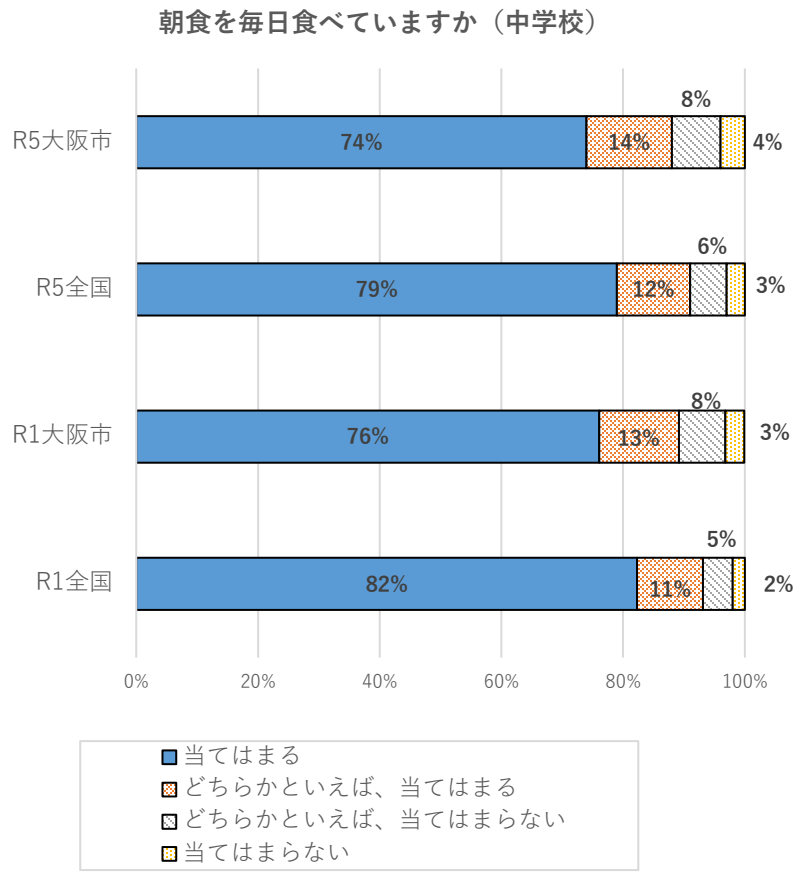

（資料）各年度「全国学力・学習状況調査」

計画を取り巻く状況

⑥いじめ・不登校

- いじめの認知は、学校における認知が進んだ結果、大阪市の小学校における認知件数は増加傾向にあり、児童生徒1000人あたりの比率については、全国、大阪府よりも高くなっている。なお、中学校については、全国、大阪府より低い比率となっている。
- 不登校児童の在席比率は年々伸びており、中学校では全国、大阪府と比べ、高い数値となっている。

（小学校）いじめ認知件数

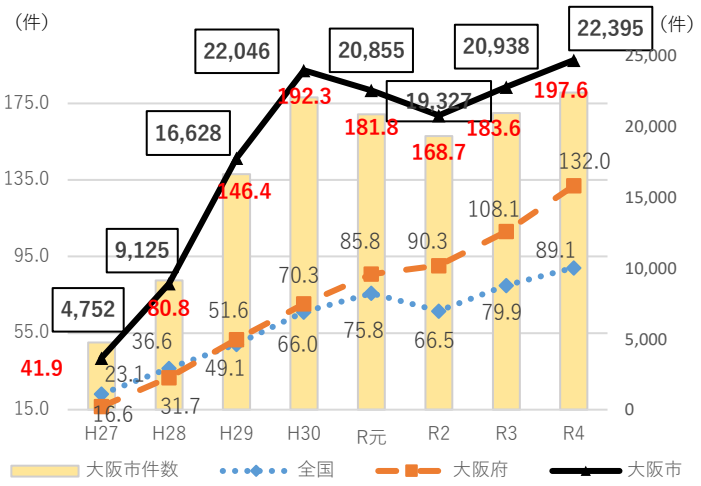

※棒グラフは件数、
折れ線グラフは
1,000人あたりの比率

（中学校）いじめ認知件数

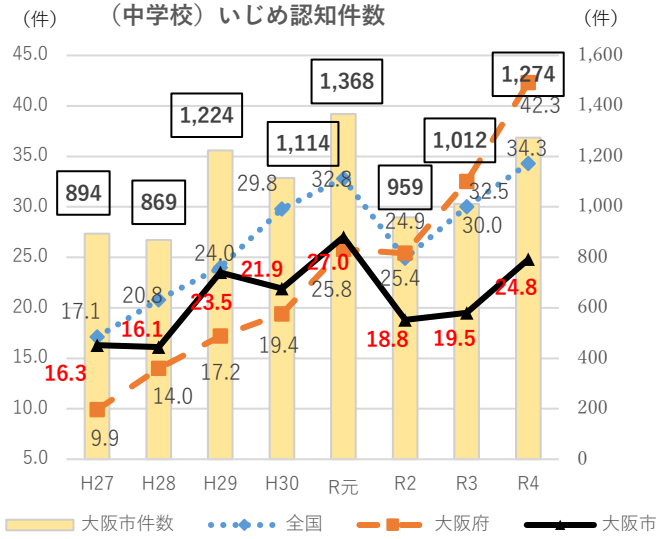

（小学校）不登校数

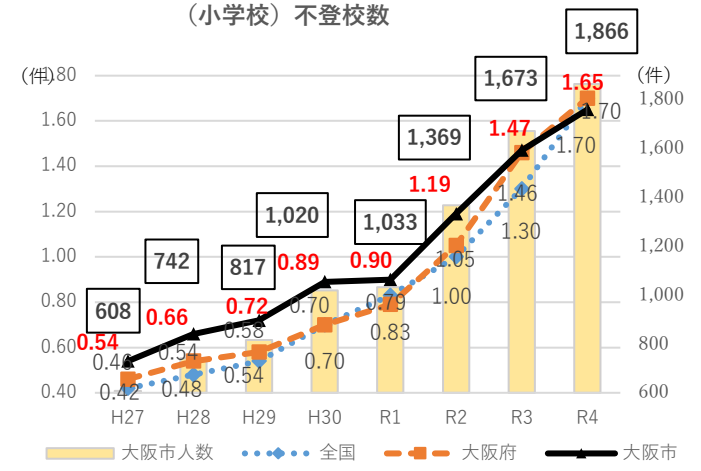

※棒グラフは件数、
折れ線グラフは
在籍比率

（中学校）不登校数

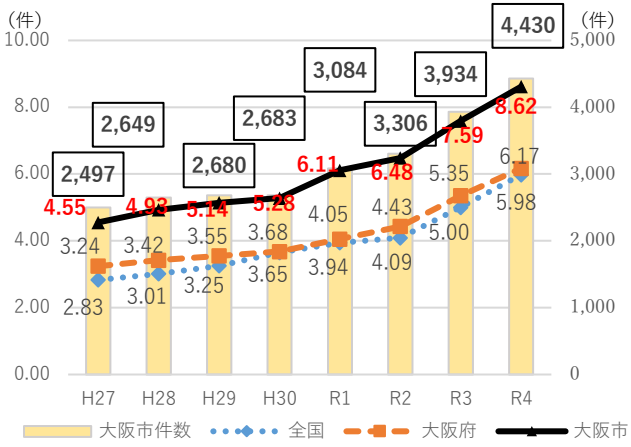

（資料）大阪市教育委員会事務局調べ

計画を取り巻く状況

⑦若者の就労

- 大阪府の完全失業者数の割合を見ると、約4割が若者（15～34歳）となっている。
- 令和4年の就業構造基本調査の結果を見ると、20～24歳の離職率は下がったものの、15～19歳、25～29歳の離職率が上がっている。

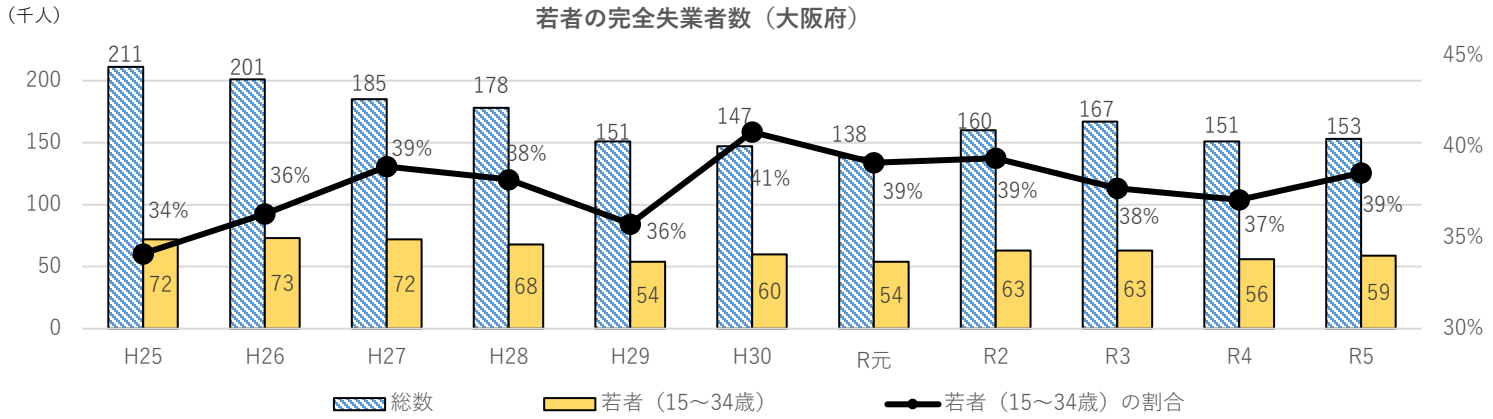

（資料）大阪の就業状況（大阪府総務部）

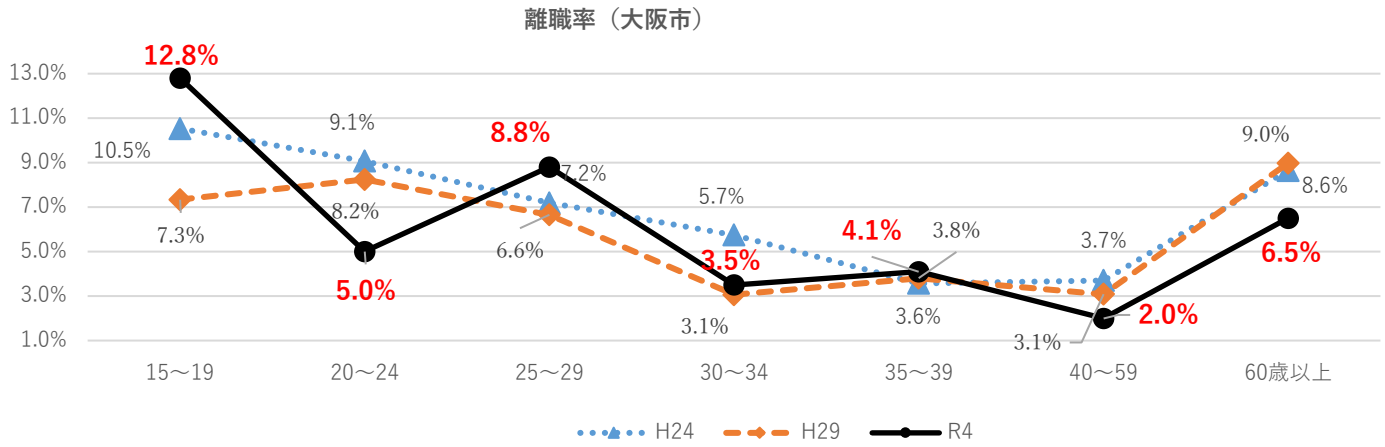

（資料）就業構造基本調査（大阪市計画調整局）を基に作成

計画を取り巻く状況

（３）子育てに関する状況

①未受診妊婦

- 大阪市における未受診妊婦数は平成25年の112人をピークに、年によって増減を繰り返しながらも減少傾向となっている。
- 大阪府調査によると、未受診の理由は、全体では「知識の欠如」が最も多く、次いで「妊娠への認識の甘さ」「経済的問題」が多くなっている。10歳代妊産婦については、「知識の欠如」に次いで、家族に言えずどうしていいいのかわからなかったなど「妊娠の事実の受容困難」が高くなっている。

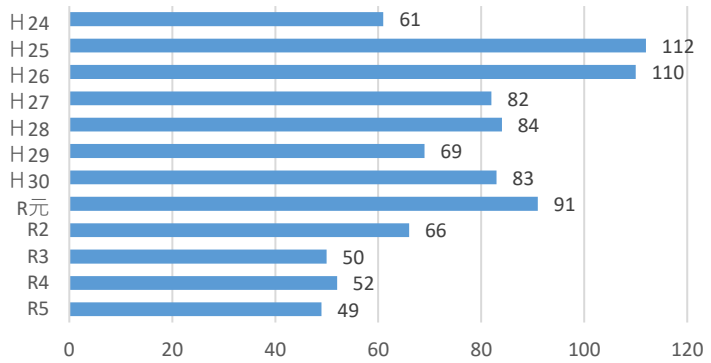

（資料）大阪府「令和5年未受診や飛び込みによる出産等実態調査」（令和5年度）
※大阪市内訳別途確認

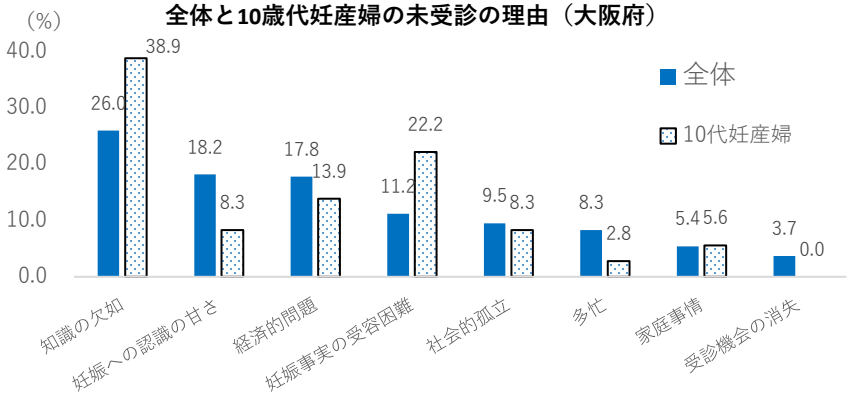

（資料）大阪府「未受診や飛び込みによる出産等実態調査」（令和5年度）

②待機児童

- 待機児童数は年々減少し、令和6年4月1日時点では2人となっている。
- 一方で、利用保留児童数については、令和4年に一旦減少したものの、令和5年、令和6年は再び増加傾向となっている。

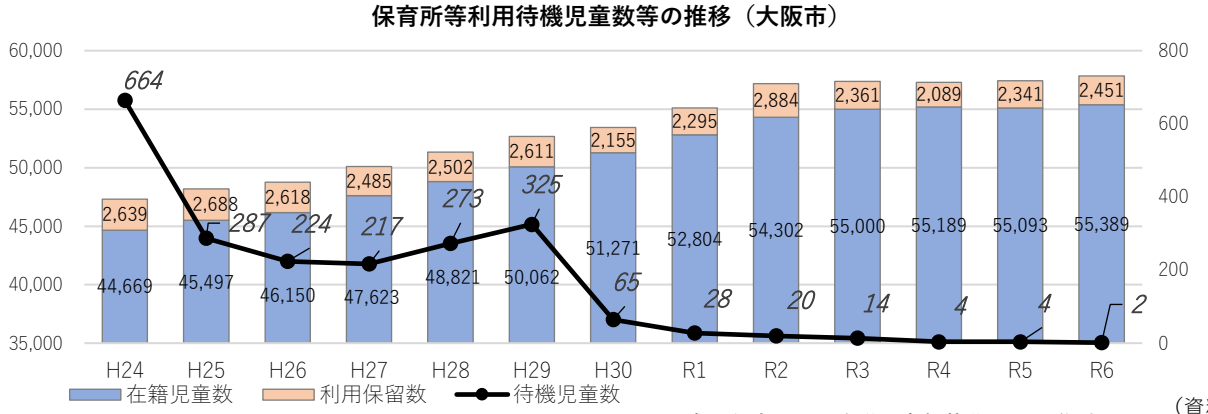

※平成30年度より厚生労働省新基準 により集計

（資料）大阪市こども青少年局調べ

計画を取り巻く状況

③児童虐待

- 大阪市こども相談センターで対応した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、令和4年度は6,319件となっている。
- 全国的な調査結果では、こどもの生命が奪われるといった重大な児童虐待が毎年発生している。

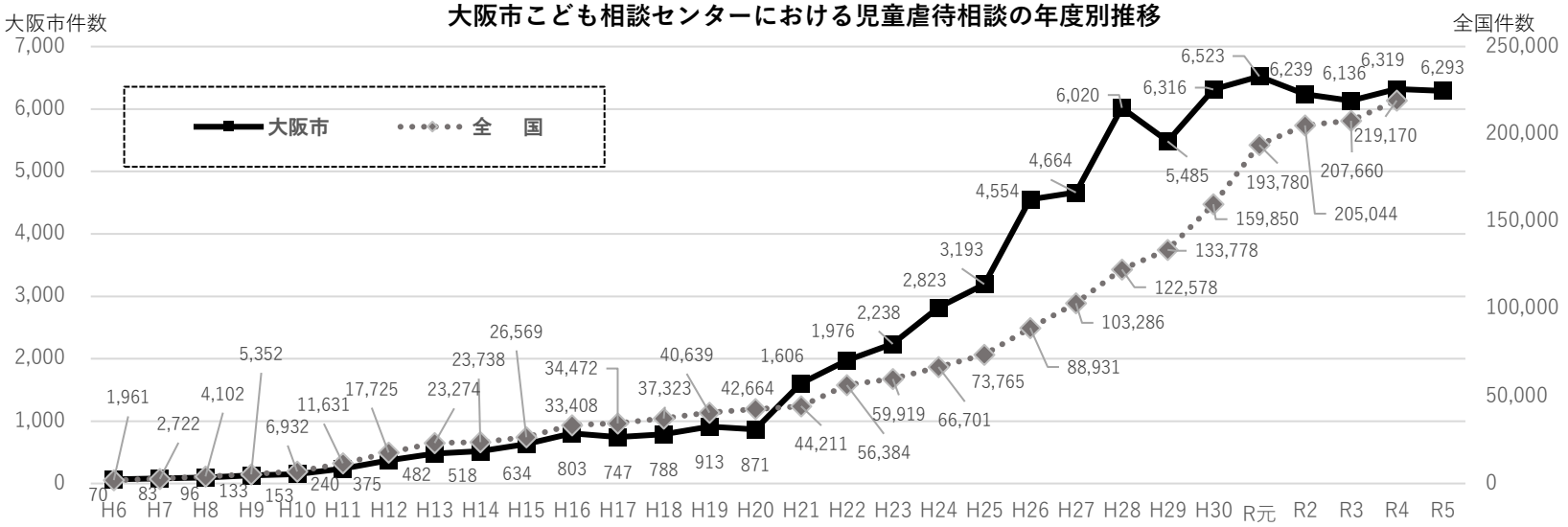

（注）平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

（資料）大阪市こども青少年局調べ

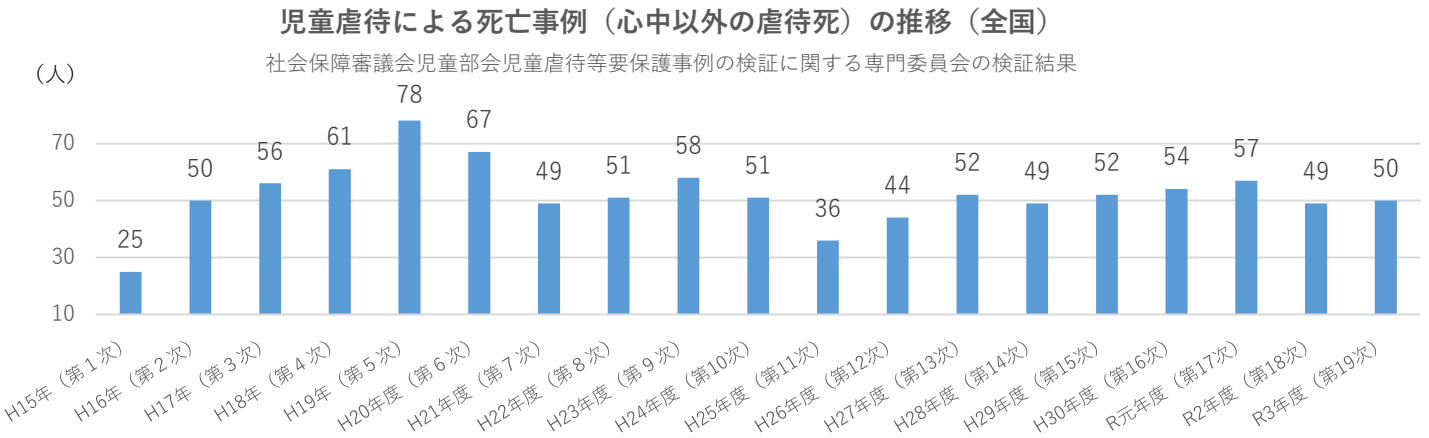

（資料）全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料（厚生労働省・こども家庭庁）

計画を取り巻く状況

④社会的養護

- 大阪市において、社会的養護が必要なこどもの受け入れ先は、児童養護施設が中心となっている。

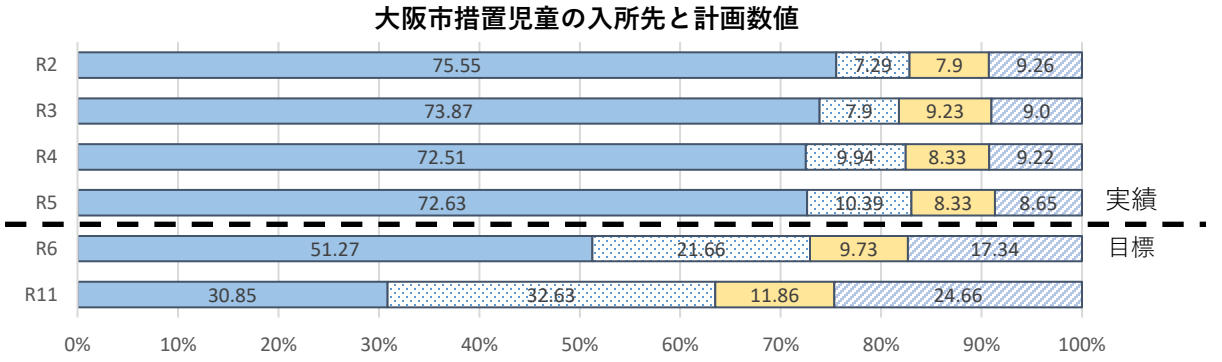

（資料）大阪市こども青少年局調べ

※目標値については、
「大阪市社会的養推進計画（令和２年３月）」にて設定

⑤こどもの犯罪・交通事故

- 刑法犯少年の検挙・補導人員は、令和3年以降増加に転じている。

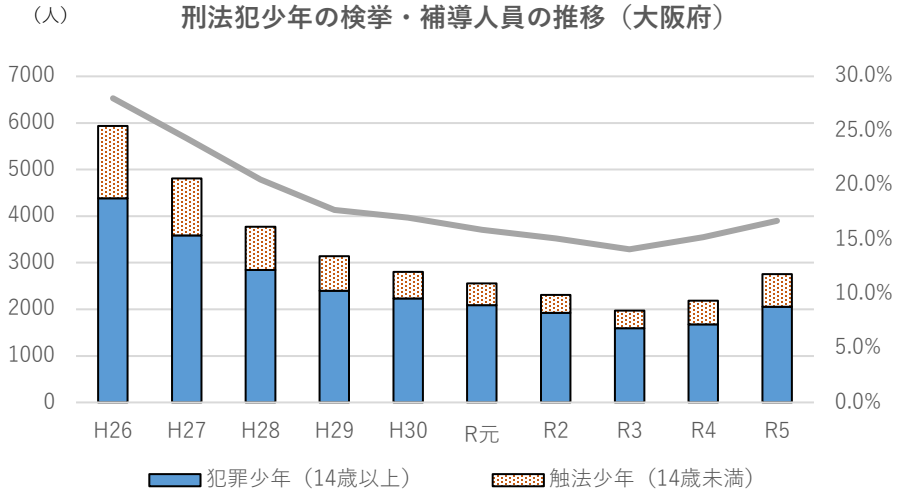

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
刑法犯少年の検挙・補導人員	5,939	4,808	3,770	3,138	2,804	2,556	2,313	1,974	2,188	2,753
犯罪少年（14歳以上）	4,386	3,586	2,848	2,400	2,236	2,089	1,922	1,594	1,677	2,054
触法少年（14歳未満）	1,553	1,222	922	738	568	467	391	380	511	699
少年の占める割合	28.0	24.3	20.5	17.7	17.0	15.9	15.1	14.1	15.2	16.7

犯罪少年：犯罪行為をした14歳以上の少年
触法少年：刑罰法令にふれる行為をした14歳未満の少年
少年の占める割合：刑法犯で検挙（成人を含む）又は補導した人員のうち、少年の占める割合

（資料）大阪の少年非行（大阪府警）

計画を取り巻く状況

⑤こどもの犯罪・交通事故

- 大麻取締法・覚せい剤取締法により検挙・補導された少年の数及び児童ポルノの検挙件数・被害児童数は増加傾向となっている。
- 大阪府のこどもの交通事故発生件数及び負傷者数は、令和2年まで減少傾向であったが、令和3年以降増加に転じている。

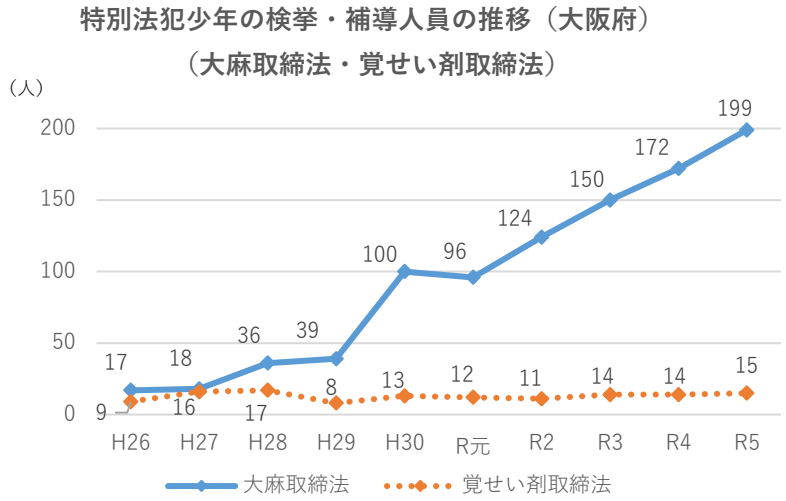

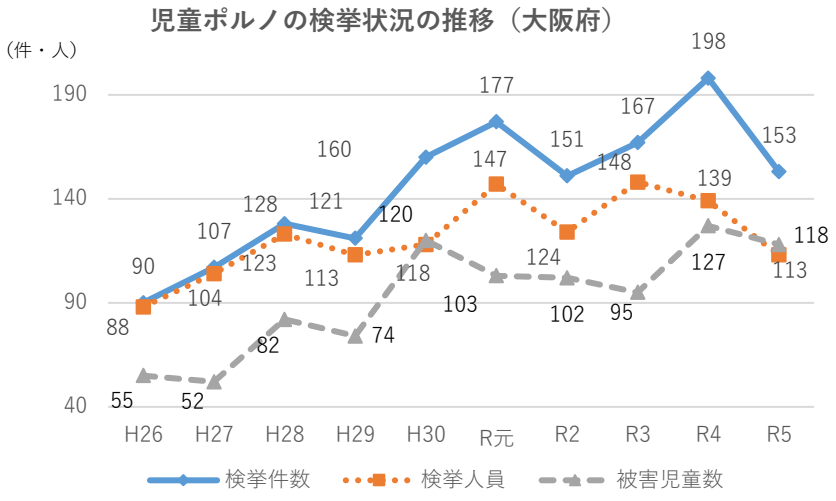

（資料）大阪の少年非行（大阪府警）

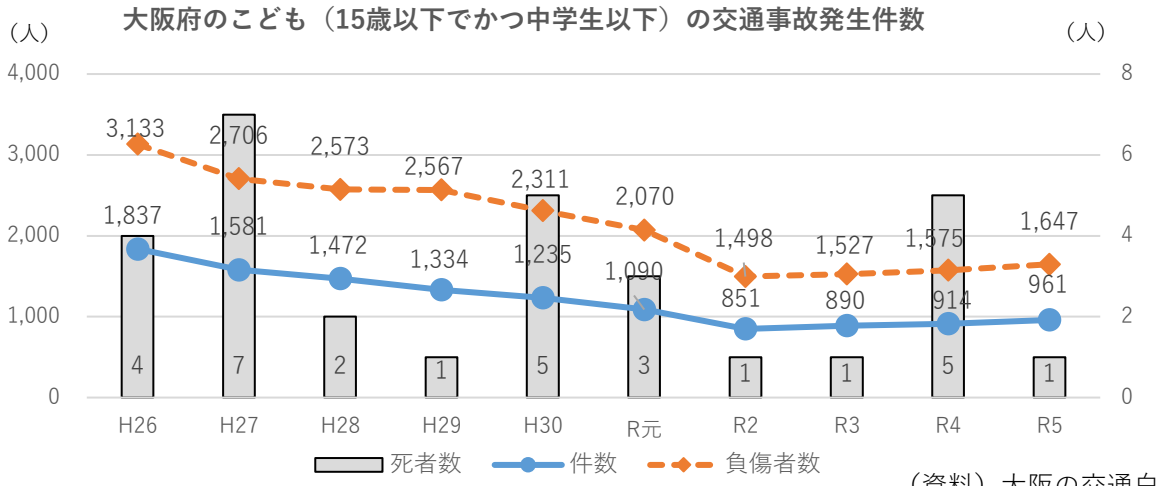

（資料）大阪の交通白書（令和5年版）（大阪府警）

こども・子育て支援に関するニーズ等調査の概要

次期「こども計画」を策定するにあたり、こども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向を把握するために**就学前児童、就学児童の保護者を対象にした調査**を実施し、また、若者がおかれている状況や今後の展望について正確にとらえることが必要であると考え、若者の生活実態や将来の生活設計に関する意識について**若者を対象にした調査**を実施し、計画策定の基礎資料とするものである。

実施調査	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査		大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査
	就学前児童用	就学児童用	
対象者	市内に在住する就学前児童（0～5歳児）の保護者	市内に在住する就学児童（小学1年生～3年生）の保護者	市内に在住する15歳から39歳までの若者
	住民基本台帳等から無作為抽出した48,000人 （ただし、きょうだいで抽出された家庭については、複数の調査票が届かないよう調整したため、調査票送付数については、46,693通）	住民基本台帳等から無作為抽出した12,000人 （ただし、きょうだいで抽出された家庭については、複数の調査票が届かないよう調整したため、調査票送付数については、11,913通）	住民基本台帳等から無作為抽出した12,000人
調査方法	調査対象者に調査票を郵送により配付し、郵送及びWEB併用で回収		
調査期間	令和５年11月30日～12月27日		
回収状況	有効回答数　20,583人 （有効回答率　44.1%）	有効回答数　5,262人 （有効回答率　44.2%）	有効回答数　2,655人 （有効回答率　22.1%）
	【内訳】 郵送：　9,893人（21.2%） WEB：10,690人（22.9%）	【内訳】 郵送：2,816人（23.7%） WEB：2,446人（20.5%）	【内訳】 郵送：1,170人（　9.7%） WEB：1,485人（12.4%）
	（平成30年調査） 調査対象数　48,000人 有効回答数　19,739人 （有効回答率　44.7%）	（平成30年調査） 調査対象数　12,000人 有効回答数　5,359人 （有効回答率　45.0%）	（平成30年調査） 調査対象数　5,000人 有効回答数　1,126人 （有効回答率　22.5%）

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）①

母親の就労状況

- 母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.6%となっている。
- 平成30年調査の結果に比べ、フルタイム、パート・アルバイトなど就労（育児・介護休業中含む）している割合が高くなっている。（平成30年:62.7%、令和5年：75.2%）
- こどもの年齢別でみると、「フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中である」は０歳（36.4%）で最も高くなっている。

●母親就労状況（R5-H30比較）

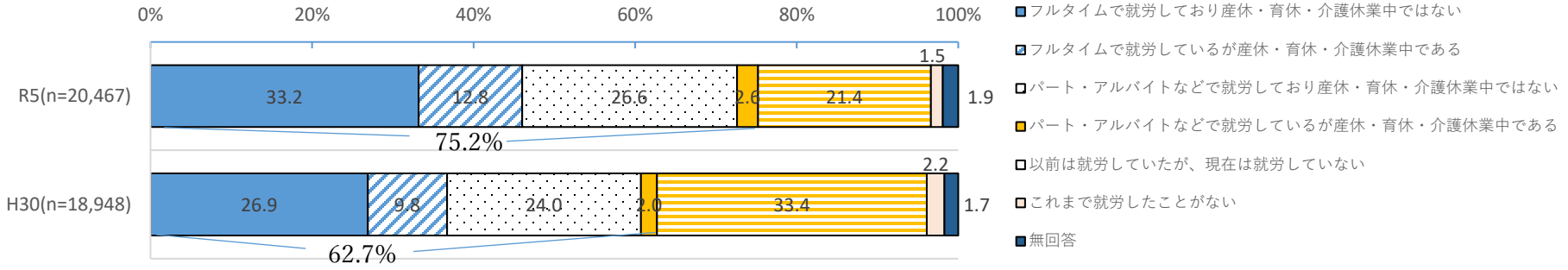

●母親就労状況（R5　年齢別）

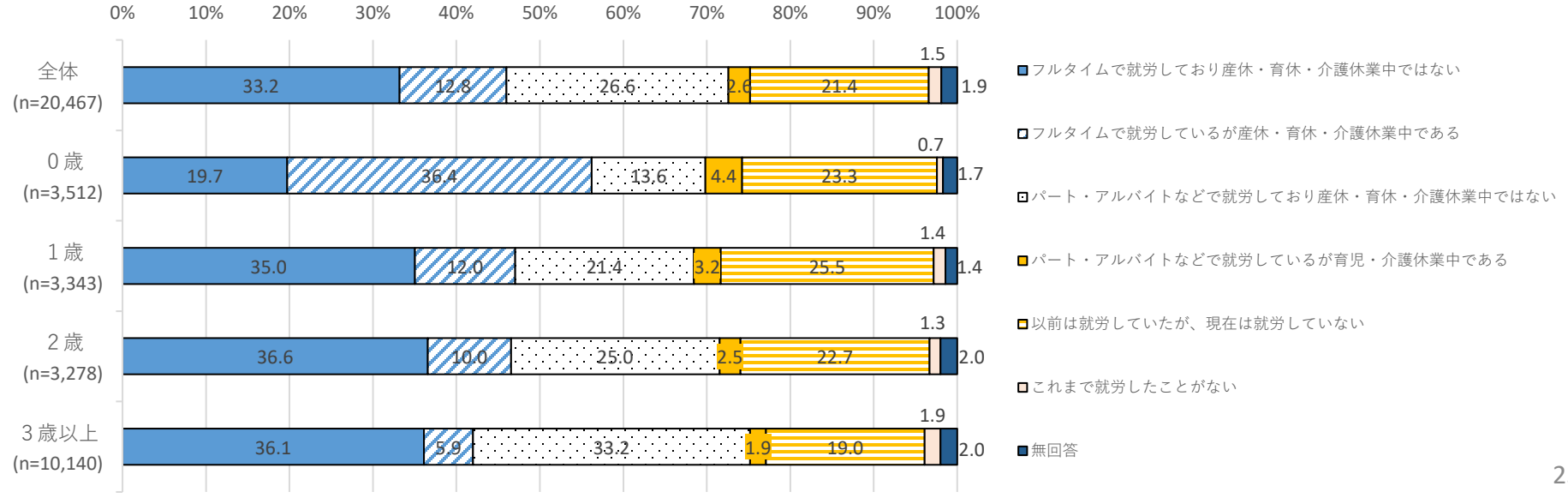

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）②

定期的な幼稚園や保育所等の利用状況

- こどもを預かる施設やサービスの平日での定期的な利用状況については、「利用している」が78.4%、「利用していない」が21.3%となっている。
- こどもの年齢別でみると、「利用している」は年齢が上がるほど高くなり、３歳以上で97.8%と高くなっている。
- 平成30年調査の結果に比べ、「利用している」割合は、全体で5.6ポイント高くなり、０歳で3.5ポイント、１歳で10.8ポイント、２歳で11.8ポイント高くなっている。

令和5年調査

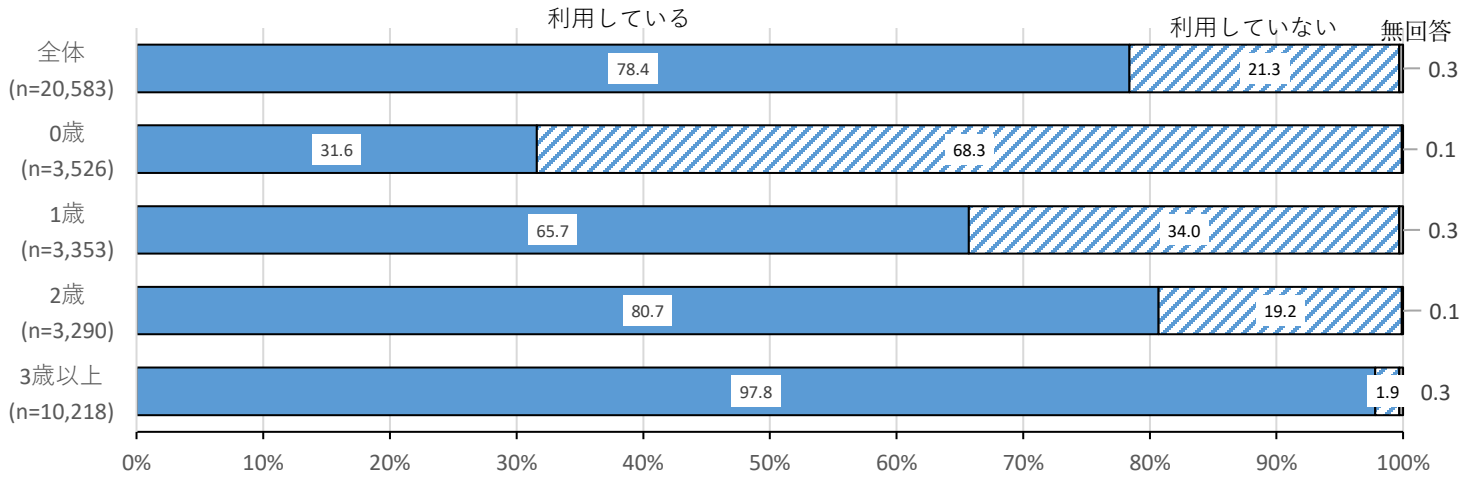

平成30年調査

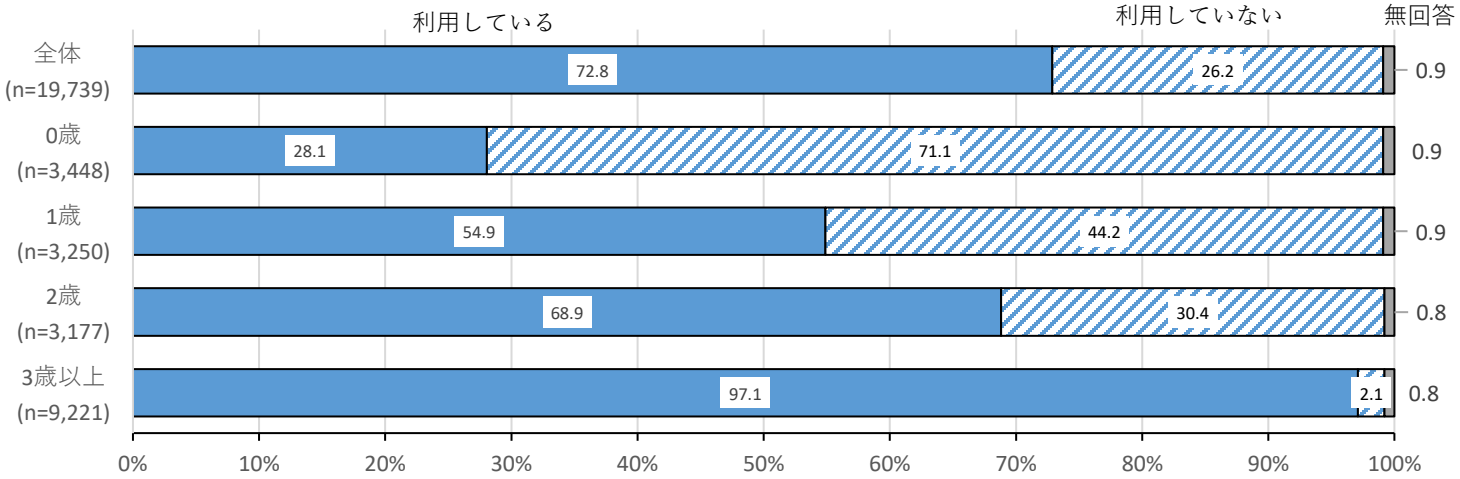

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）③

子育ての楽しさや負担感

- 子育てを楽しいと感じるかについては、「楽しいと感じる」が46.7%で最も多く、次いで「少し楽しいと感じる」が34.1%で、両者をあわせた『楽しいと感じる』は80.8%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べ、『楽しいと感じる』が3.3ポイント高くなっている。

●子育てを楽しいと感じるか（ R5－ H30 比較）

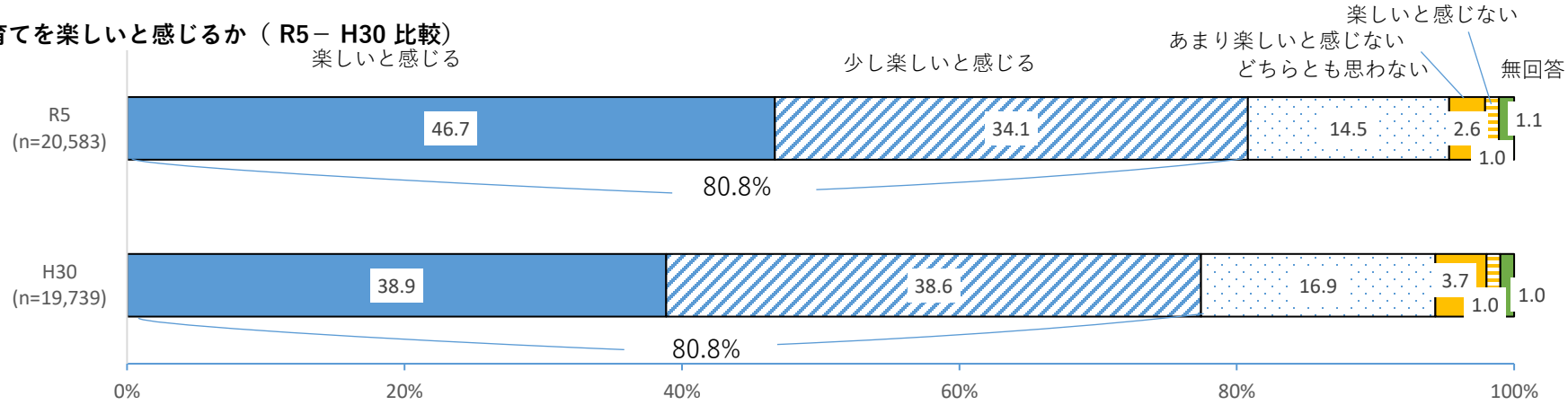

- 子育てをつらいと感じるかについては、「どちらとも思わない」が29.9%で最も多く、次いで「あまりつらいと感じない」が26.4%で、「つらいと感じない」（25.6%）と「あまりつらいと感じない」をあわせた『つらいと感じない』は52.0%となっている。
- 平成30年調査の結果に比べ、『つらいと感じない』が2.2ポイント増えている。（H30：49.8%、R5：52.0%、）

●子育てをつらいと感じるか（ R5－ H30 比較）

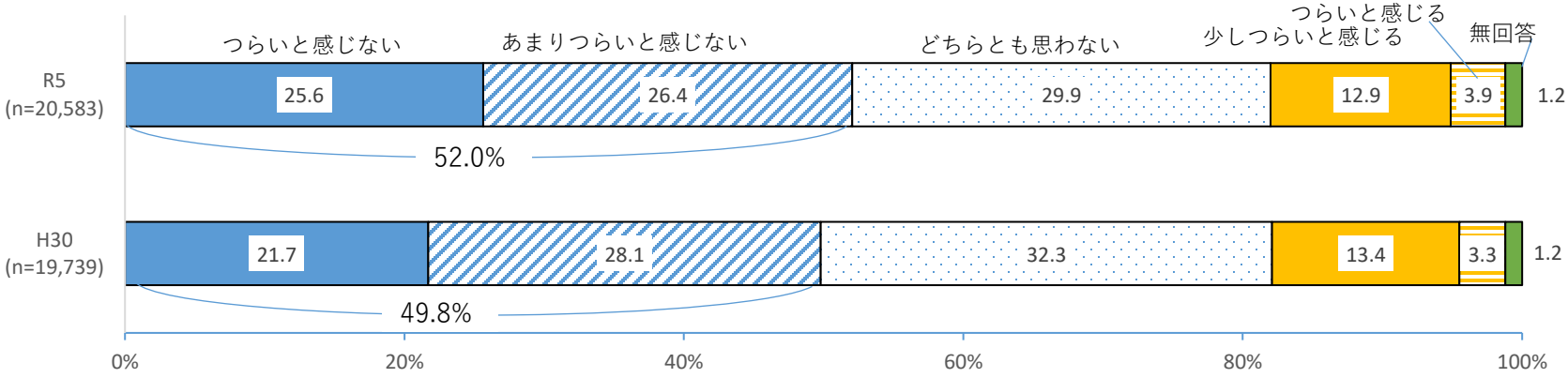

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）④

子育てや教育についての相談先

- 子育てや教育について気軽に相談できるところの有無については、「ある」が84.8%、「ない」が13.3%となっている。
- 平成25年調査、平成30年調査と比べ、「ある」の割合が徐々に低くなっている。

●子育てや教育について、気軽に相談できるところはあるか（R5－ H30－H25 比較）

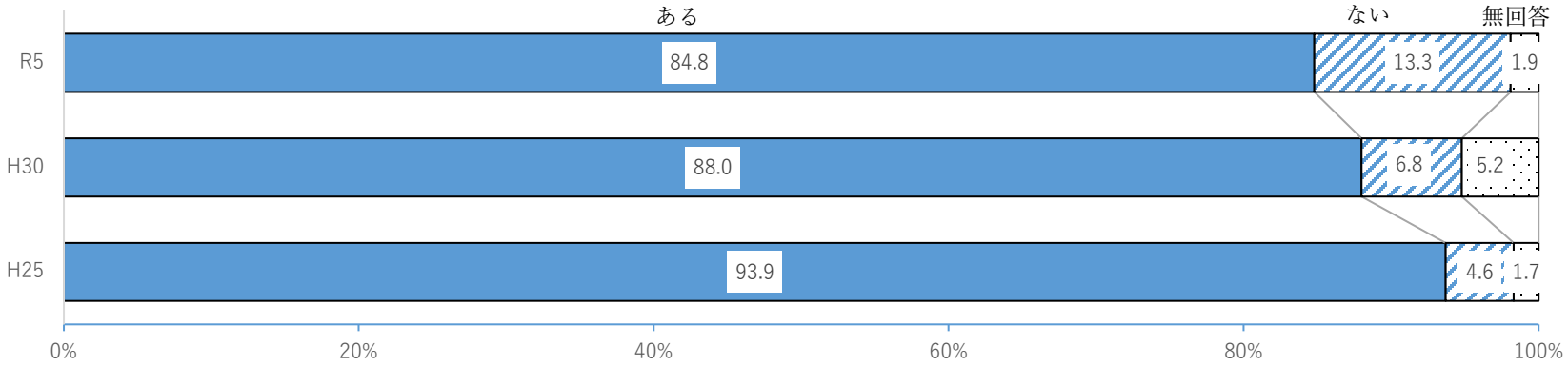

子育てに対する地域の人や社会からの支え

- 子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるかについては、「感じる」が57.8%、「感じない」が40.0%となっている。
- 平成25年調査、平成30年調査と比べると、支えられていると感じる人の割合が低くなっている。

●地域の人や社会に支えられていると感じるか（R5－H30－H25比較）

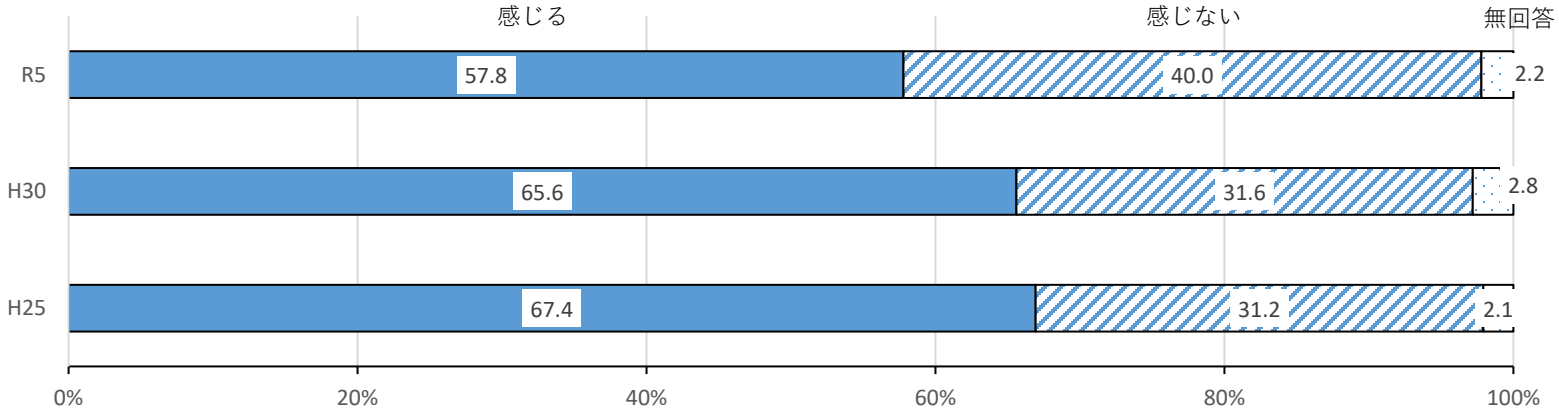

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）⑤

- 「保護者自身に関する悩み」について、過去の調査結果と比べ、「子育てにかかる出費がかさむこと」などの割合が高くなっている。
- 「こどもとの外出時に困ること」について、過去の調査結果と比べ、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」などの割合が低くなっている一方、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が心配」の割合が高くなっている。

●保護者自身に関する悩み（R5 －H30－H25比較）

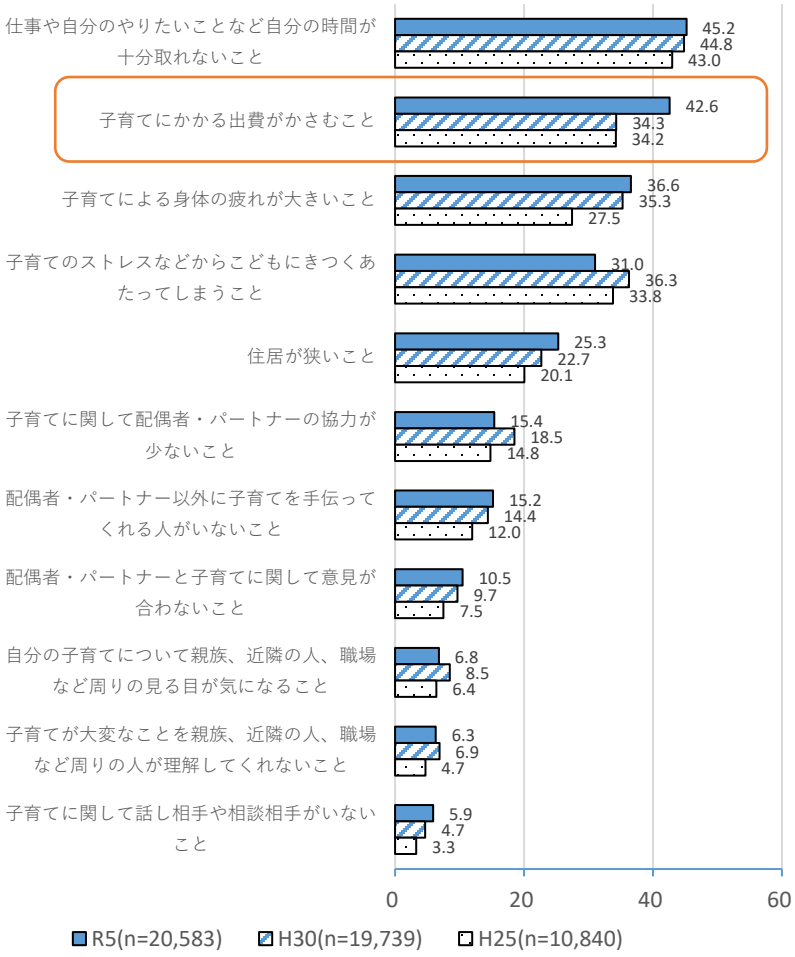

●こどもとの外出時に困ること（R5－H30－H25比較）

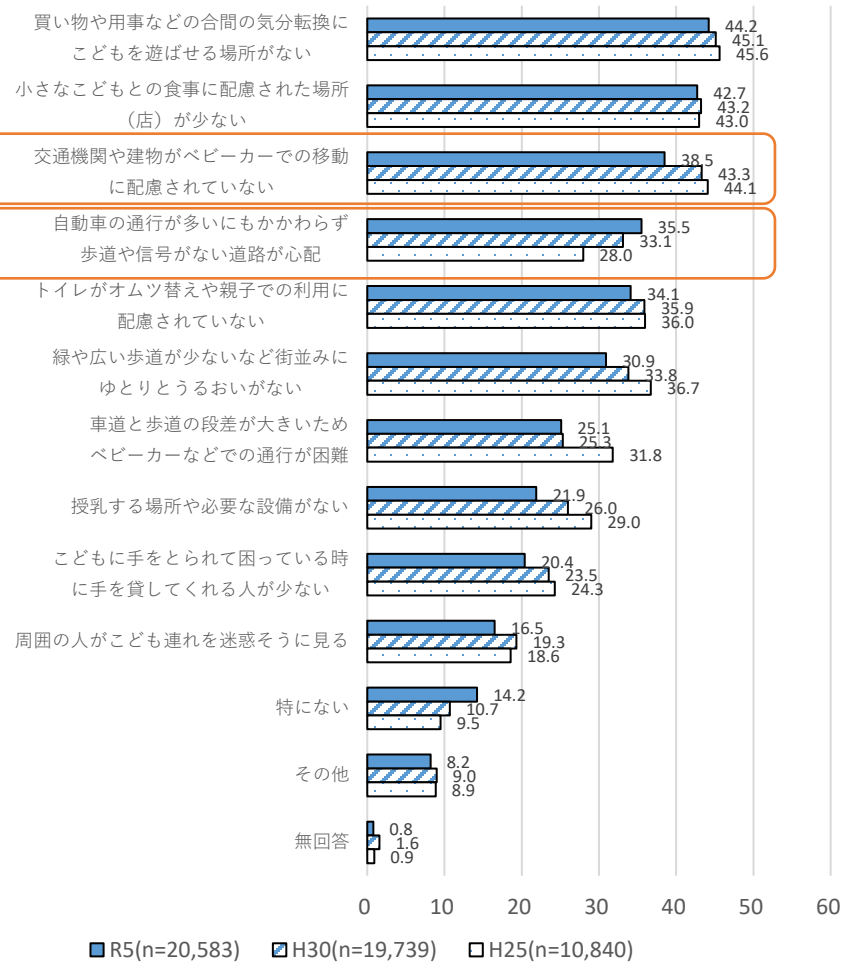

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）①

母親の就労状況（就学児童）

- 母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイトなどで就労しており育児・介護休業中ではない」が40.4%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており育児・介護休業中ではない」が33.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.1%となっている。

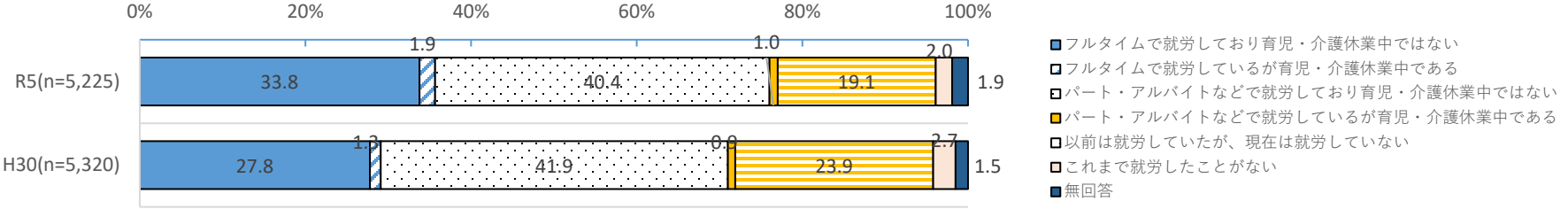

放課後の居場所を提供する事業

- 放課後の居場所を提供する事業の利用状況には、「利用している」が61.5%、「利用していない」が38.2%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べて、大きな差はみられない。

●放課後の居場所を提供する事業の利用状況（R5-H30比較）

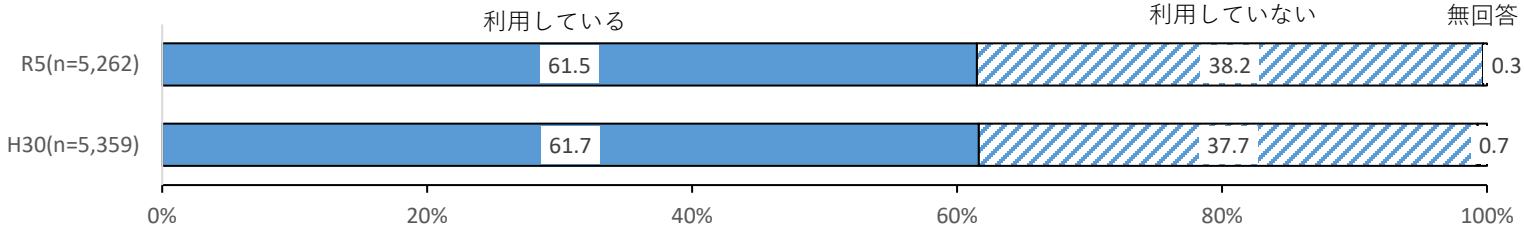

- 児童いきいき放課後事業の平日の利用頻度は、平日は「週1～３日利用」が41.2%で最も多く、次いで「週４日以上利用」が35.5%となっている。「週１～３日利用」と「週４日以上利用」をあわせた『利用している』が76.7%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「週4日以上利用」が3.2ポイント高くなっている。

●児童いきいき放課後事業の平日の利用頻度（R5-H30比較）

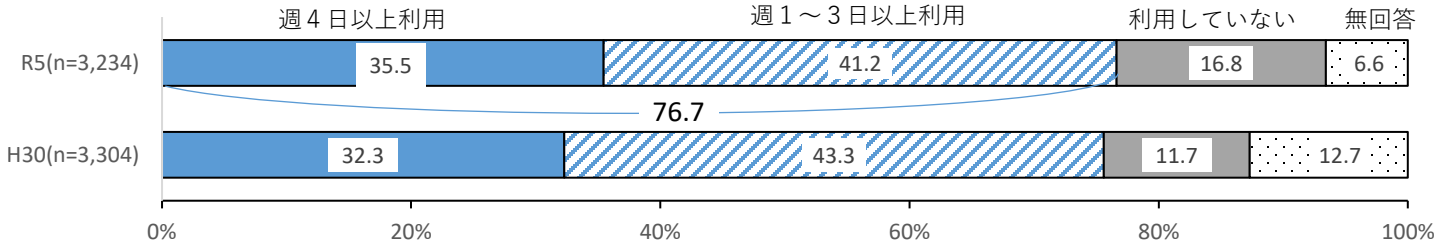

こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）②

- 放課後の居場所を提供する事業を利用している理由は、「現在就労している」が76.3%で最も多く、次いで「大人がみてくれているところで遊ばせたい」が54.1%、「遊びやスポーツなどいろいろな活動ができる」が43.1%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「現在就労している」が6.9ポイント、「大人がみてくれているところで遊ばせたい」が4.4ポイント高くなっている。

●放課後の居場所を提供する場所を提供する事業を利用している理由（R5-H30上位６項目）

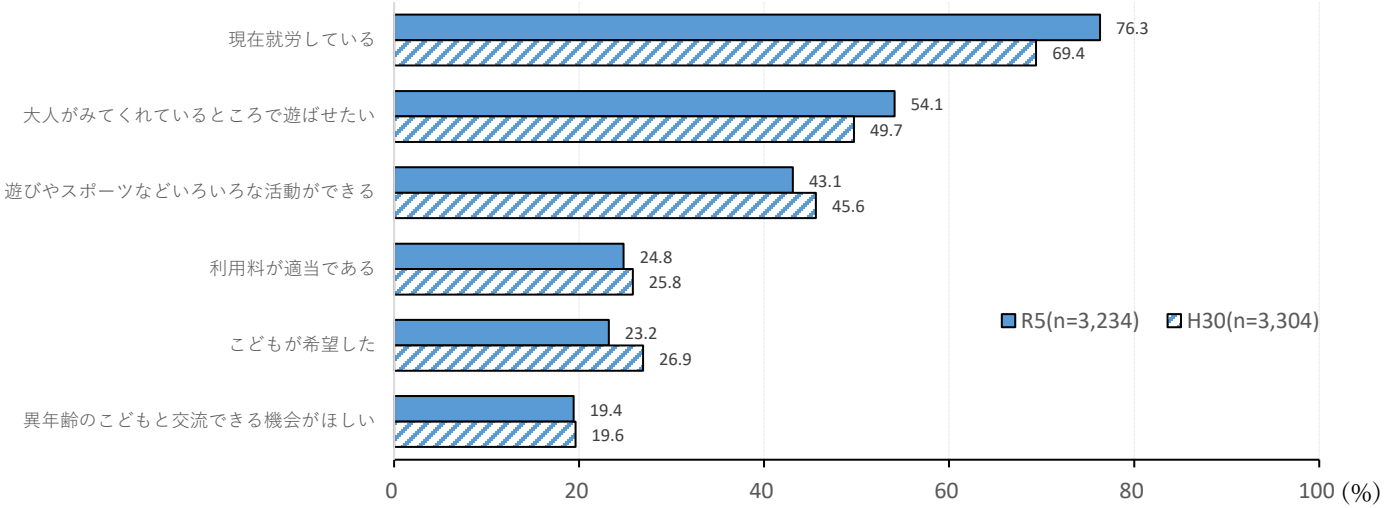

- 事業者に希望することは、「特になし」が42.9%で最も多いが、希望することがある人では「習い事（英語や習字など）」が29.6%で最も多く、次いで「おやつなど補食の提供」が21.2%、「指導内容を工夫する」が14.2%となっている。

●事業者に希望すること（R5上位６項目）

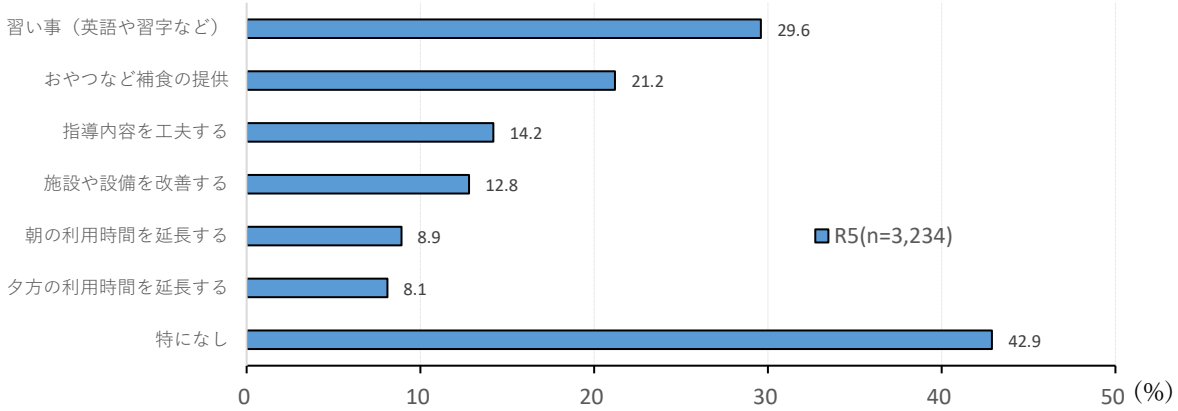

大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39歳）①

情報入手時によく利用するもの

- 情報入手時によく利用するものについては、「携帯電話・スマートフォン」が91.6%で最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」が52.7%、「パソコン」が30.8%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「テレビ・ラジオ」と「パソコン」の割合が低くなり、「携帯電話・スマートフォン」の割合が高くなっている。

- 利用したことのあるインターネットサービスについては、「LINE・チャット・掲示板・メーリングリスト」が88.9%で最も多く、次いで「動画・音楽の視聴」が86.1%、「ネットショッピング」が82.0%となっている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「出会い系サイト・マッチングアプリ」の割合がかなり高くなっている。
（平成30年：8.7%、令和5年：22.6%）

●情報入手時によく利用するもの（R5-H30比較）

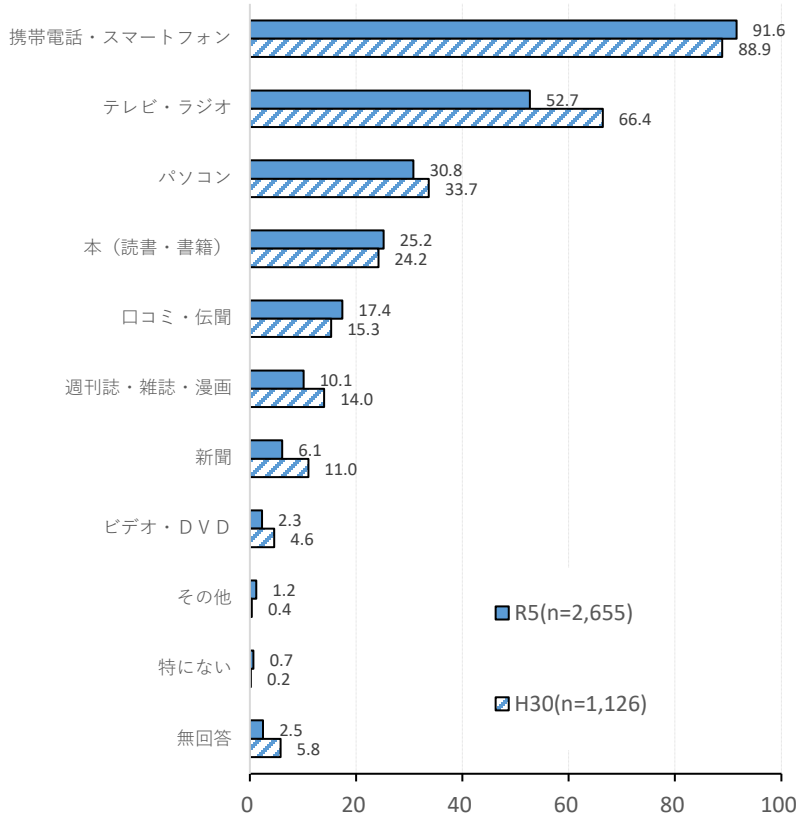

●利用したことのあるインターネットサービス（R5-H30比較）

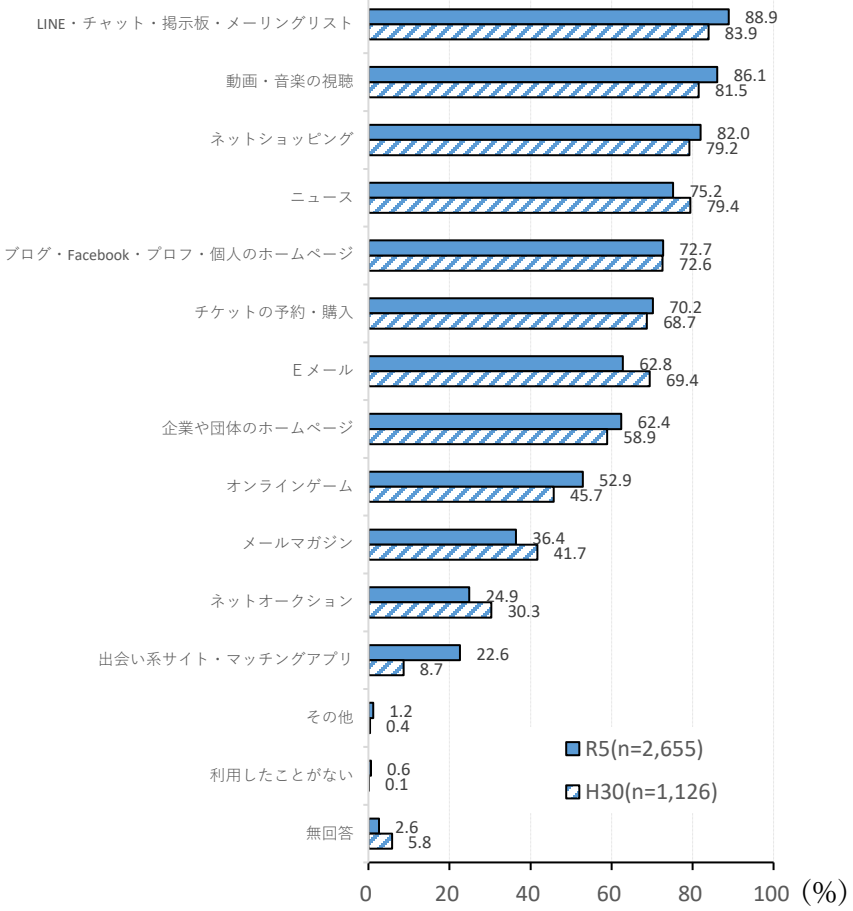

大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39歳）②

社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験については、「なかった」が29.8%で最も多く、次いで「どちらかといえばなかった」が26.3%、「あった」が23.7%となっている。「あった」と「どちらかといえばあった」をあわせて37.1%が『経験があった』と回答している。
- 平成30年調査の結果と比べると、「あった」と「どちらかといえばあった」をあわせた『経験があった』の割合が高くなっている。（平成30年：35.6%、令和5年：37.1%）

●社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験（R5-H30比較）

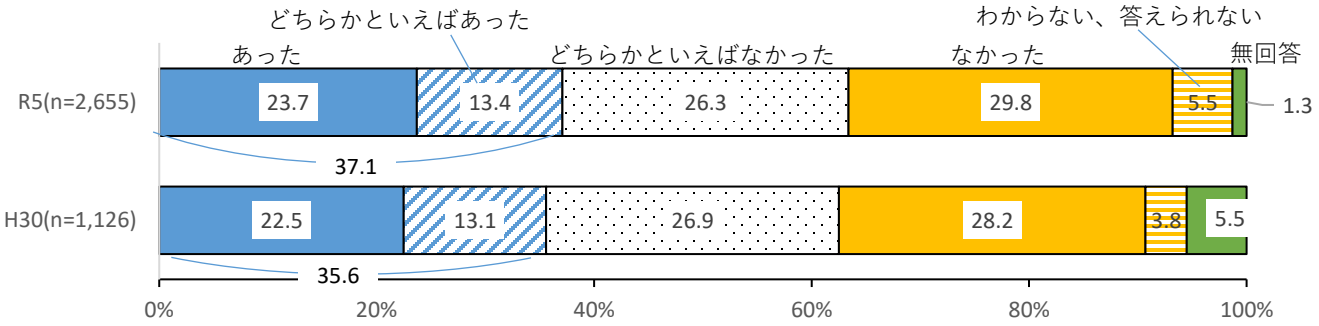

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験があったと回答した人に、その最大の原因についてたずねると、「不登校」が16.2%で最も多く、次いで「ニート」が7.4%、「ひきこもり」が5.3%となっている。また、「わからない」が28.4%を占めている。

●社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった最大の原因（R5）

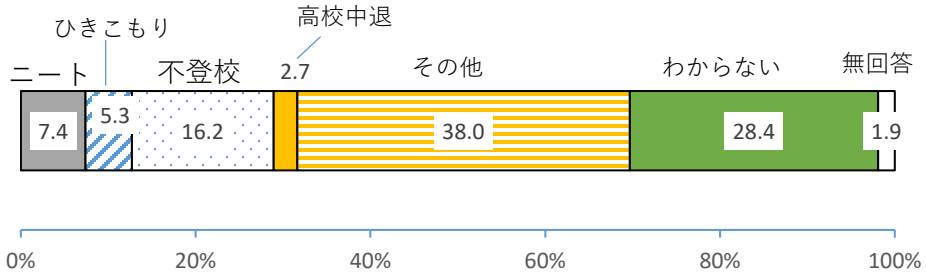

- 現在またはこの１年以内に学校や仕事以外で参加している活動については、「何もしたことがない」の割合が高くなってきている。

●学校や仕事以外で参加している活動（R5－H30－H25）

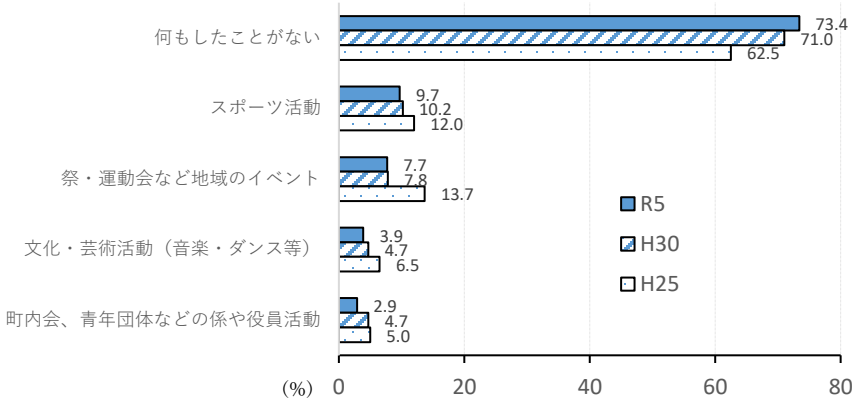

大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39歳）③

- 社会や地域の人のために役に立ちたいと思うかについては、「まあそう思う」が45.5％で最も多く、次いで「そう思う」が22.3％で、両者をあわせた67.8％が社会や地域の人のために役に立ちたいと考えている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせての『そう思う』の割合が低くなっている。（平成30年：69.6％、令和5年：67.8％）

●社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか（R5-H30比較）

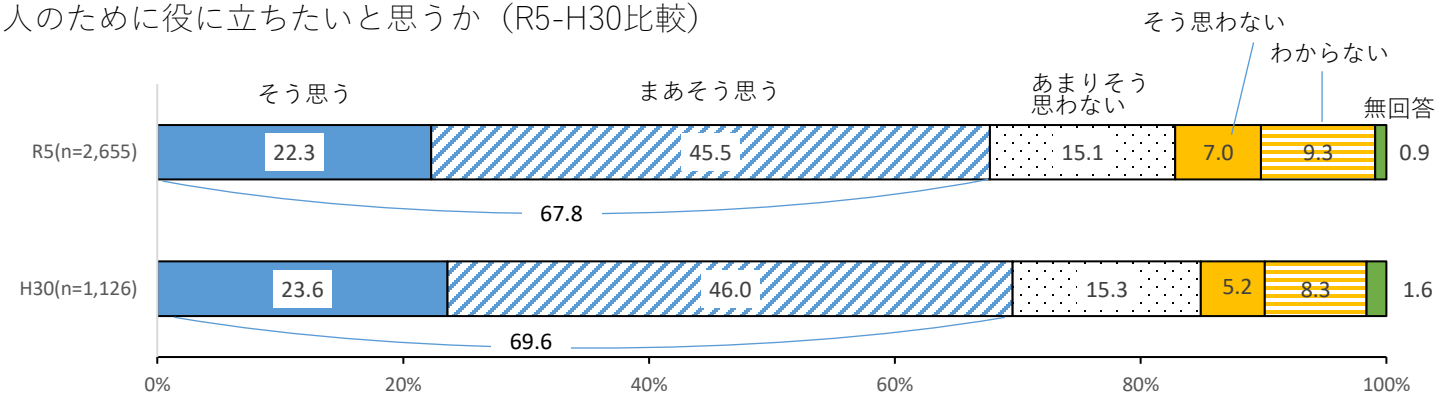

- 職業に対する考えについては、平成30年の調査結果と比べると、「私生活を犠牲にしてまで、仕事に打ち込むつもりはない」の割合が8.2ポイント高く、「働かないで暮らしていけるだけのお金があれば働かずに暮らしたい」の割合が8.9ポイント高くなっている。

- 将来ずっと大阪市に住んでいたいかについては、「住んでいたい」が49.2％で最も多く、「移り住みたい」は13.3％となっている。
- 平成30年調査の結果と比べると、「住んでいたい」「移り住みたい」が低くなり、「わからない」が高くなっている。

●職業に対する考え（R5-H30比較）上位５つ

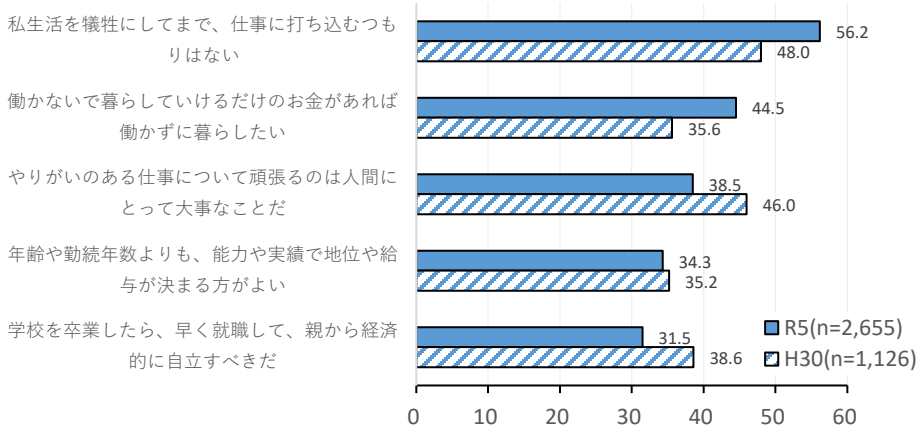

●大阪市の継続居住意向（R5-H30比較）

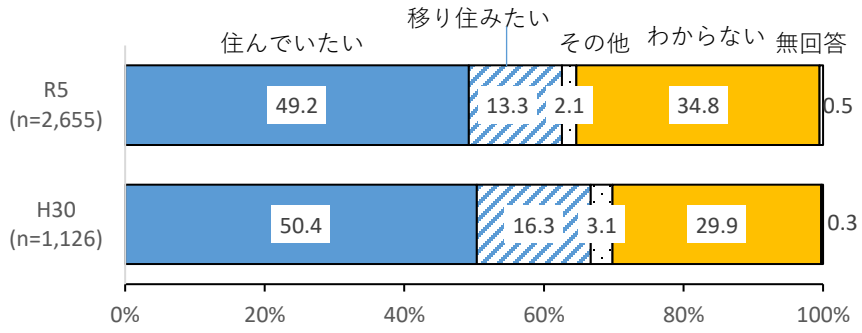

（仮称）大阪市こども計画　基本的な考え方（事務局案）

（仮称）大阪市こども計画の構成

- （仮称）大阪市こども計画の柱建て等の基本構成は、第2期計画を踏襲
- 基本理念や重視する視点、まち像、基本方向等の記載については、こども大綱及び（仮称）大阪府子ども計画等を勘案して改定

基本理念
重視する視点

大阪市のまち像 ― 計画における10～20年後の最終的にめざすまちの状態

8月部会（8/9開催予定）

基本方向

めざすべき目標像 ― 5年を念頭に基本方向によって実現しようとする「大阪市のまち像」に近づいた状態または寄与する状態

はぐくみ指標（アウトカム指標） ― 「めざすべき目標像」を客観的に測定できるよう数値化した成果指標

9月部会

重点施策 ― 「はぐくみ指標」の実現のために目標年次までの期間で最も有効と考えられる方策

施策目標（アウトプット指標） ― 「重点施策」の活動量や活動実績を測る指標

基本施策

11月部会　施策

（仮称）大阪市こども計画　基本理念（事務局案）

これまでの計画の改正履歴

※下線が前計画からの改正箇所

◆大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）H17～H21

将来の大阪を担う次世代の育成を図るため、すべての子どもが国籍、性別、障害の有無、生まれ、育つ環境に関わらず人権が尊重され、夢や希望をもって個性や可能性を伸ばすことができる環境の形成や、こどもを生み、育てたいと考えている家庭と子育て家庭をさまざまな形で支援することにより、子育てが喜びとして感じられ、安心してこどもを育てることができる環境の整備を、行政はもとより、家庭と地域社会・児童福祉施設・学校園・企業等が力を合わせ社会全体として取り組むべく施策を進めていきます。

◆大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）H22～H26

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画　H27～H31（前計画から変更なし）

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画（第2期）R2～R6

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

これまでも国の動向や時勢のトレンドに合わせ表現を変更

こども大綱（こどもまんなか社会）の理念を勘案して変更

(仮称)大阪市こども計画（改正案）

こども・**若者**の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこども**・若者**が、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ**、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現**することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。**

（参考）大阪市こども・子育て支援計画（第2期）～重視する視点～

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることをふまえたうえで、一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

2 すべてのこども・青少年と子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

4 長期的な視野に立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

5 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・青少年をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多彩な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

6 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

7 社会総がかりでこども・青少年をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・青少年は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・青少年を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

（仮称）大阪市こども計画　重視する視点（事務局案）

➢ 「青少年」を「若者」に置き換えたうえで、こども大綱及び（仮称）大阪府子ども計画等を勘案して改正

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、**その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その**意見が尊重され、その最善の利益**が優先して考慮されることを重視します。**

2 すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

~~仕事と子育ての両立支援だけでなく、~~一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

追加

3 こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その**健やかな成長・発達や自立が図られること**、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられる**ことを基本として、**こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、**一人ひとりの個性を大切にし、**幸せな状態で**成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

4 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

5 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども**・若者**は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども**・若者**の幸せな未来を志向し、**乳幼児**期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、**こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく**長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、**自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援**します。

6 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多彩な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

7 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、**希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができる社会を実現します。**また、**社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会を実現します。**

8 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。**また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべての**こども・若者を健やかにはぐくんでいくため**にも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって**、社会総がかりで取り組んでいきます。

（参考）大阪市こども・子育て支援計画（第2期）～大阪市のまち像～

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し、 『こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』	
1. 笑顔がはじけるこども・青少年が、夢をもち、未来を拓くまち	**●豊かな学びや体験がこども・青少年の夢をはぐくむ** 大都市・大阪がもつさまざまな文化施設等や多彩な人のつながりなどの貴重な財産を最大限に活用し、豊かな学びや体験を通して、こども・青少年が夢をはぐくむことができる。
2. 子育てに安心と楽しさを感じることができるまち	**●身近な地域の中で、子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる** 身近な場所で出産や子育てについて必要な情報や子育ての仲間を得られる環境、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。 **●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる** 希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができる。
3. こども・青少年や子育て家庭を、みんなで見守り、支え合うまち	**●不安や課題を抱える子育て家庭を社会全体で支え、こども・青少年が健やかに育つことができる** 地域や関係機関のつながりによって、児童虐待を予防、早期発見・解決する仕組みや気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・青少年を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、健やかに育つことができる。 **●安全が守られ、安心して、こども・青少年が社会の中で自立できる** 健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこども・青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長でき、こども・青少年が困難を乗り越えて、社会の中で自立することができる。

（仮称）大阪市こども計画　大阪市のまち像（事務局案）

- こども基本法、こども大綱、（仮称）大阪府子ども計画等を勘案した上で、本市各計画や市政運営の基本方針等における取組や目標から、未来のめざすまち像を考察し記載

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、 『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』	
1. 笑顔がはじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち	●すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として成長できる すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感することができる。
2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち	●不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる 地域や学校・関係機関等が、密接にネットワークを形成し協働しながら、貧困、児童虐待、いじめ等を予防し、早期発見・対応する仕組みや、気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、当事者に寄り添ったプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、こども・若者が心身ともに健やかに育つことができる。 ●安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で自立できる こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報や犯罪被害、事故などからこども・若者の安全を守る仕組みが整い、すべてのこども・若者が安心して社会の中で自立することができる。
3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち	●身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる デジタル技術の活用により、子育て当事者が、出産や子育て等の必要な情報に素早く簡単にアクセスし、様々な行政手続きをストレスなく行うことができ、また、地域で触れ合える機会を創出することにより身近な場所で子育ての仲間が得られ、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。 ●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる 経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができる。

（仮称）大阪市こども計画　基本方向（事務局案）

(仮称)大阪市こども計画（改正案）

- こども大綱及び（仮称）大阪府子ども計画等を勘案し、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、「こどもの誕生前から乳幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」のライフステージ別に設定する。
- こども・若者の権利や命を守る取組、環境整備など、すべてのライフステージに渡る縦断的な重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項ついては、別途基本方向を設定する。

第2期計画

基本方向１
こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。

基本方向２
安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

基本方向３
こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

（仮称）大阪市こども計画　改正案

基本方向１ ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本方向２ ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本方向３ ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。

基本方向４

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本方向５

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

基本方向１：基本施策のイメージ（事務局案）

基本方向Ⅰ
～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

めざすべき目標像

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産することができる。
- 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。

基本施策	施策	主な取組
(1) 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実	施策1　妊娠**前**から子育て期までの切れ目のない支援を充実します	妊娠健康診査、赤ちゃんへの気持ち質問事業、4歳児訪問事業、（不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進）
	施策2　こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します	3か月児・1歳6か月児、3歳児健康診査、こども医療費助成制度
(2) 多様な教育・保育サービスの充実	施策1　乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します	就学前カリキュラムの普及と活用、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進 ※幼児教育・保育の無償化は基本方向5
	施策2　**多様なライフスタイルで子育てできる**保育サービス等を充実します	保育所等の整備、保育人材確保対策、子育て支援員研修、一時預かり事業、（こども誰でも通園制度）
	施策3　保育の質を向上します	保育所等の事故防止の取組、保育サービス第三者評価受審促進事業

基本方向２　：基本施策のイメージ（事務局案）

基本方向2　～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

めざすべき目標像

- すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
- こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。

基本施策	施策	主な取組
(1)こども・若者が自立して生きる力の育成	施策1　こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します	大阪市小学校学力経年調査、中学校統一テスト、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の推進
	施策2　社会で共に生きていく力を育成します	道徳教育の推進、キャリア教育の充実、特別支援教育の充実、
	施策3　健康や体力を保持増進する力を育成します	こどもの体力向上支援、部活動の改革、学校における食育の推進
	施策4　成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します	こども夢・創造プロジェクト事業、塾代助成事業、児童いきいき放課後事業、留守家庭児童対策事業
	施策5　家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します	保護者や地域住民に開かれた学校園の運営、開かれた学校運営と教育コミュニティづくりの推進、家庭教育に関する情報提供や学習支援、(校則の見直し)
	施策6　将来を見すえた自主性・自立性を育成します	進路指導の充実
(2)こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	施策1　思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します	健全母性育成事業
	施策2　いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します	いじめ・問題行動への対応、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
	施策3　不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します	不登校等の課題への対応、教育相談事業

基本方向３　：基本施策のイメージ（事務局案）

基本方向3 ～青年期～ 若者が自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。	次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと自立できるよう支援します。

めざすべき目標像

- 若者が経済的な不安なく、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。
- 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。

基本施策	施策	主な取組
(1)若者の自立を支援する仕組みの充実	施策1　勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します	しごと情報ひろば総合就労サポート事業、中学校夜間学級における教育の充実
	施策2　社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します	若者自立支援事業、ひきこもり相談
(2)結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	施策1　若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度 （不妊・不育、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進）

基本方向４　：基本施策のイメージ（事務局案）　1/2

基本方向4
すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

めざすべき目標像

- 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
- さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。
- こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。

基本施策	施策	主な取組
(1)虐待の被害からこども・若者を守る仕組みの充実	施策1　児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します	児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン、こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業、児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業、児童虐待防止関係機関連携強化事業
	施策2　虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します	家族再統合支援事業
(2)社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実	施策1　里親・ファミリーホームへの委託等を推進します	里親子への一環した支援体制の構築・里親委託推進事業、小規模住居型自動養育事業（ファミリーホーム）、児童福祉施設の小規模化
	施策2　家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します	施設対処児童等に対する指導や支援、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、就学者自立生活援助事業
(3)こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実	施策1　こどもの貧困対策を推進します	大阪市こどもサポートネット、こども支援ネットワーク事業
	施策2　障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します	重症心身障がい児（者）への支援
	施策3　長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します	小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業
	施策4　外国につながるこどもと家庭への支援を充実します	子育て支援施設や児童福祉施設における支援

次ページへつづく

基本方向４　：基本施策のイメージ（事務局案）　2/2

前ページのつづき

（3）こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実		
	施策5　ヤングケアラーへの支援を推進します	（ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業）
	施策6　こども・若者の自殺対策	（思春期関連問題相談事業、思春期健康教育事業、SNSを活用した児童生徒のための相談窓口開設、ゲートキーパー養成研修）
	施策7　こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります	市職員による安心パトロール事業、「こども１１０番の家」事業、（性被害防止対策）
（4）こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進	施策１　地域における多様な担い手を育成します	地域活動協議会、民生委員・児童委員・主任児童委員、青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進、子ども会活動の推進、PTAの推進
（5）こどもの権利を保障する取組の推進	施策１　すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します	児童養護施設等職員に対する研修、被措置児童等虐待予防への取組、（こども・若者の声、こどもの権利擁護環境整備事業）

基本方向５　：基本施策のイメージ（事務局案）

基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。	自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

めざすべき目標像

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。
- 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。

基本施策	施策	主な取組
(1) 身近な地域における子育て当事者への支援の充実	施策1　子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します	区保健福祉センターにおける相談の充実、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（こども家庭センター、こども誰でも通園制度）
(2) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実	施策1　ひとり親家庭への支援を充実します	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業、養育費確保のトータルサポート事業、ひとり親家庭サポーター事業
(3) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1　子育てにかかる経済的負担を軽減します	幼児教育・保育の無償化、児童手当、習い事・塾代助成、こども医療費助成制度、実費徴収に係る補足給付事業
(4) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	施策1　こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度、子育て安心マンション認定制度、民間住宅への入居支援、住区基幹公園の整備、通学路等の交通安全対策の推進、公園の遊具等の点検、防火防災の体験型研修の充実強化
(5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	施策1　仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します	女性活躍リーディングカンパニー認証事業、男女共同参画センターにおける講座、（働き方改革の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進）